

平成 29 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月10日

平成29年3月10日〔金曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第9号 江南市手数料条例の一部改正について

のうち

健康福祉部

の所管に属する事項

議案第11号 江南市介護保険条例の一部改正について

議案第12号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第13号 江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 繰越明許費の補正のうち

施設改造事業

第5条 地方債の補正

議案第16号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 平成29年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

新体育館建設事業

議案第18号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計予算

議案第21号 平成29年度江南市介護保険特別会計予算

議案第22号 平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

出席委員（7名）

委員長	森	ケイ子	君	副委員長	東	猴	史	紘	君		
委員	河	合	正	猛	君	委員	野	下	達	哉	君
委員	古	池	勝	英	君	委員	伊	藤	吉	弘	君
委員	中	野	裕	二	君						

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議員	伊	神	克	寿	君	議員	鈴	木	貢	君
----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗	本	浩	一	君	議事課長	高	田	裕	子	君
主査	長	谷	川	崇	君	主任	梶	浦	太	志	君

説明のため出席した者の職、氏名

副市長	佐	藤	和	弥	君	
教育長	村	良	弘	君		
健康福祉部長	丹	羽	鉦	貢	君	
教育部長	菱	田	幹	生	君	
高齢者生きがい課長	石	黒	稔	通	君	
高齢者生きがい課主幹	町	野	吉	美	君	
高齢者生きがい課副主幹	栗	本	真	由	美	君
高齢者生きがい課主査	葛	谷	美	智	子	君
高齢者生きがい課主査	安	田	裕	一	君	

子育て支援課長	中 村 信 子 君
子育て支援課指導保育士	社 本 美 恵 子 君
子育て支援課主幹	鵜 飼 篤 市 君
子育て支援課副主幹	大 脇 信 之 君
子育て支援課副主幹	向 井 由 美 子 君
子育て支援課主査	石 田 哲 也 君
子育て支援センター所長	納 堂 裕 子 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝 瀬 隆 志 君
福祉課主幹	仙 田 隆 志 君
福祉課主査	瀬 川 雅 貴 君
福祉課主査	土 谷 武 史 君
福祉課主査	大 池 慎 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉 知 江 理 子 君
健康づくり課主幹	鵜 飼 智 恵 君
健康づくり課副主幹	青 山 啓 子 君
健康づくり課副主幹	長 谷 川 真 子 君
健康づくり課主査	須 賀 智 佳 子 君
保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	前 田 茂 貴 君
保険年金課副主幹	平 野 優 子 君
保険年金課主査	岩 田 麻 里 君
保険年金課主査	藤 田 明 恵 君
保険年金課主査	加 藤 あ か ね 君
教育課長兼少年センター所長	稲 田 剛 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君

教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
教育課主査	千 田 美 佳 君
教育課主査	岡 山 奈穂美 君

生涯学習課長	茶 原 健 二 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	大 矢 幸 弘 君

○委員長 おはようございます。

定刻より前ですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

私どもの委員会に付託されました議案、大変たくさんありますので、また皆さん精力的に御審議をいただければというふうに思います。きのう、おとといとずうっと他の委員会が開かれておりまして、私どもの委員会が最後ということになりますけれども、恐らく土・日、2日間挟んでの委員会になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、副市長さんがお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

○副市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、本日は市長にかわりまして私から御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

去る2月23日に3月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政伸展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 それでは、始めていきたいと思いますが、今も私もボタンを押すのを忘れましたが、無線マイクシステムの導入に伴い、質疑・答弁の際にはマイク前面のトークボタンを押してから発言していただきますようお願いいたします。

本日の委員会の日程であります。付託されております議案第9号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、健康福祉部の所管に属する事項を初め10議案と、請願第12号 精神障害者の交通運賃に関する意見書提出を求める請願の1件の請願の審査を行います。なお、委員会終了後に委員協議会を開催いたします。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許

可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されておりますので、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決め、進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、主幹及び副主幹の皆さんは、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外の間は退席していただいても結構です。よろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては付託順により行います。

**議案第9号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち
健康福祉部
の所管に属する事項**

○委員長 最初に、議案第9号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、健康福祉部の所管に属する事項を議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 平成29年議案第9号につきまして御説明いたしますので、議案書の4ページをお願いいたします。

平成29年議案第9号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、平成29年度から高齢者ホームヘルパー派遣事業等が介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので8ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第4条は、手数料の徴収の時期及び方法を規定しているもので、高齢者ホームヘルパー派遣事務、生活支援短期宿泊事務、生活支援通所事務及び通所介護予防事務は、市が手数料を徴収しておりましたが、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴いまして、利用者が直接サービス事業者へ利用料を支払うこととなりますので、この号を削除し整理するものでございます。

はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

第3条関係の別表の新旧対照表の旧の表でございます。

2. 民生関係で、手数料の区分及び金額を規定しているものでございますが、第4条と同様の理由で4つの事務を表中から削除するものでございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　単純なことを聞いて申しわけないんですけども、この事務ですね。8ページの4つの事務なんですけれども、この事務というのはどこで、例えばショートステイとかデイサービスがあるんですけども、これはどの部分に当たるのか、それが第1点ですね。

あともう一つなんですけれども、総合事業に4月から移行するということなんですけれども、これに対して利用者の負担とか、あと市の負担のほうはどうなっていくんでしょうか。その辺のところをちょっと教えてください。

○高齢者生きがい課長　ただいまの新旧対照表の旧のところに示してあります事務のどこでやっているかという御質問でございますが、ホームヘルパーの派遣事務といたしましては、その前に、ここに書いてあるのは一応自立の

方が使っているサービスということで示してあります。高齢者ホームヘルパー派遣事務につきましては、社会福祉協議会にほうへ委託してやっている事務でございます。

そして、3号にあります生活支援短期宿泊事務は、ジョイフルむつみということで、むつみのほうでショートステイということでやっていただいております。

それから、4号の生活支援通所事務としましては、これは自立のデイサービスでありまして、先ほどのヘルパーと同じで社会福祉協議会とむつみのほう、2カ所でデイサービスを行っております。

そして、10号の通所介護予防事務でございますが、これは2次予防事業といたしまして筋力トレーニング等をしていただいているということで、実施している事業所は、フラワーコート江南とはじまり、なかむら・ファミリークリニックと、あと接骨院等となっております。

これが総合事業に移行しますと、手数料のほうですが、総合事業にいきますとこれは緩和されたサービスで対応するという人たちになってくると思いますので、この方たちの使用料として払っていた金額が、ほぼそのとおりの金額で総合事業に移行しましても利用料は変わらずに負担していただくということになりますので、ほぼ利用してみえた方は支払う金額は変わらないということに設定のほうはさせていただいております。

市の負担といたしましては、総合事業になりますので、今までは市費で負担しておりましたけれども、介護保険料等で介護保険のほうで賄うということになってきますのでよろしくお願いいたします。

○伊藤委員 どのくらい、例えば市の負担が減るというのはわかりますか。

○高齢者生きがい課長 単純に試算しかしていませんので、詳しくなるとちよっと今はまだ出ていないんですが、単純に予算で比較いたしますと、平成28年度の予算と平成29年度で置きかえて考えますと、ヘルパー、デイショートと、今ここに手数料はありませんでしたけど、給食サービスというのも一般会計のほうで賄っていたものを総合事業のほうでということで移行していきますので、そこも含めまして平成28年度の当初予算でいくと約3,600万円が計上されております。これが平成29年度の予算になりますと、この事業が

そのままいくとして、増加分も見ますと約3,780万円となりますけれども、介護保険制度になりますと市の持ち出しというのが12.5%と、一部19.5%のものもありますけれども、おおむね12.5%という市の負担分が決まっておりますので、市が負担するのは約518万円ぐらいとなるということでございます。

○委員長　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時38分　休　憩

午前9時38分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号　江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第11号　江南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、議案第11号につきまして、委員として発言・採決をしたいと思っておりますので、会議規則第118条の規定により、委員長席を副委員長と交代いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○副委員長　それでは委員長にかわりまして本席から、議案第11号の採決まで議事を進めます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、平成29年議案第11号につきまして説明い

たしますので、議案書の63ページをお願いいたします。

平成29年議案第11号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、平成29年度から高齢者の日常生活を地域の中で支援する生活支援体制整備事業を開始するため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、65ページをお願いいたします。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

内容といたしましては、平成26年度の介護保険法改正によりまして創設された事業において、その開始を平成30年3月31日まで猶予する旨を附則で規定しておりましたが、今回、事業開始に向け体制が整いましたので、1年前倒ししまして平成29年4月1日から開始できるよう改正するものでございます。

64ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 ちょっと説明をお願いしたいんですけど、第9条の2項で、第115条の45、本法ですね。第2項第5号に掲げる事業ということになっているわけですがけれども、この第115条の45第2項第5号に掲げる事業というのは、生活支援体制整備事業というふうに提案理由の説明ではあるんですけども、具体的には何を指すのか、ちょっと教えていただきたい。

○高齢者生きがい課長 今回の介護保険法の第115条の45第2項の第5号には、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態となるこ

との予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他これらを促進する事業」を規定していますので、この事業といたしまして生活支援体制整備事業という事業を行っていくもので、具体的に何をするかと申しますと、コーディネーターと言われる人を社会福祉協議会に配置いたしまして、地域での困っているようなこととかを地域に出向いてその対応方法とか新しい困り事を見つけたり、その方たちの支援の仕方を地元地域によってどのようにサポートしていくかというような体制をつくることを支援する人たちを置くという事業です。

○森委員　生活支援コーディネーターですけど、それだけですか、ここで指している第5号に掲げる事業というのは。

○高齢者生きがい課長　今のところ考えていますのは、地域のちょっとした困り事の対応のための地域づくりということを考えておりますけれども、これは後々は地域包括ケアシステムにつながるものでもあるというふうには考えておりますが、ただ、一度にはいろんな体制というのは整えることは難しいということで、今の段階で考えていることは、コーディネーターを配置して、地域の方が地域の困っている人を助けられる範囲で支援していこうということを今は考えております。

○森委員　そうすると、整ったから平成30年の予定をしていたものを平成29年4月1日から始めるんだよということで、それ以外の事業についてはまだ実際には整っていないということになるんでしょうかね。

○高齢者生きがい課長　そうですね。今整いましたというのは、コーディネーターの人員が、予算がつきそうで手当てができるということで、人の手配ができたということで、体制として整ったかどうかというのは、今度4月から少しずつ、PRはもう既に始めているんですけども、コーディネーターも入ったのPRということも含めまして、これから進んでいくものと思っております。

○森委員　それともう一つ、今回、第2項の改正ということですけど、第1項では何を定めていますか。

○高齢者生きがい課長　第1項につきましては、今度、平成29年度から始めます総合事業全般について、この第1項のところでは定めてあると思ってお

ります。

ついでに申し上げますと、第3項は認知症初期集中支援チームといいまして、認知症の早期の症状の悪化の防止のための支援をする、早期に発見するチームを設定するというので、これは平成30年、そのまま猶予を設けたまままで進めていこうと思っています。

○森委員　　そういう意味では、体制が十分に整っているというふうには言えないかなあというふうに思います。

それと、この第5号そのものが要介護状態となることの予防ということだけではなくて、要介護状態の悪化の防止に係る体制ということになってくると、要介護状態であるにもかかわらず、なかなか介護給付が介護保険のほうに活用できないというようなことがここから起きてくるんじゃないかということがちょっと不安視されるのと、もう一つはこの4月から総合支援事業が、また予算の中でいろいろ伺いますけど、極めてまだ不十分な中でスタートしてしまうと。

本当にこれでいいんだろうかという疑念がありますので、これについては反対の立場を表明させていただきたいと思います。

○野下委員　　今、課長さんから生活支援コーディネーターというお話を承りまして、この話が初めて私のところで知ったのは、今年の市民との意見交換会で、厚生文教委員会の中で、自分がその地域に住んでいるんだけども地域の中でどういう活躍をしたらいいのかと、そういうのが全然わからないと。地域包括ケアシステムの中でという話があったんで、その中で一般質問をした中で出てきた。

自分の記憶ではそういうふうに承っているんですけど、地域の人たちがいろんな形でサポートしていくためのコーディネーターと認識しているんですけど、こういうコーディネーターが今度配置されるというところについての各区とか地域とか、そういったところにはどういう方法でこの支援事業が始まるということは周知徹底はされているのか、これからされるのか、この点をちょっと伺いたいと思います。

○高齢者生きがい課長　　今の周知活動につきましては、2月号広報にも少し総合事業の御説明の中にこの生活支援コーディネーターについてもちょっと

枠を設けて周知させていただいたのと、平成29年度4月以降になりましたら、区長会とか民生委員の研修会等に周知をしていきたいということを考えております。

それから、地域包括支援センターも現在いろいろな場所で、こういうコーディネーターが配置されるので困り事があったら相談してくださいというようなことも、今はよもやま塾とか、出向いていったときにPRをしているということでもあります。

そして、そういった団体の方たちとか、聞かれた個人の方でもいいですので、そういったことで何か支援がしたいという方、実はもうそういう相談があって対応したことも市の窓口でもあるんですけども、相談したいと言われれば、例えば老人クラブの会合とか区会ではなくて区のもっと小っちゃい集まりだとかというときにでも出向いて行って、周知して活動を広げていきたいというふうには考えております。

○野下委員　ありがとうございます。せっかくコーディネーターを配置する以上は、やっぱり活用していただかなくちゃいけませんし、これから地域の方でどういうふうに通っていくのか、見守っていくというのは非常に大事な部分だと思いますので、その点、また周知徹底のほうをぜひよろしくお願いしたいと思います。要望です。

○副委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○副委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時52分　休　憩

午前9時52分　開　議

○副委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決され

ました。

ここで委員長席を委員長と交代します。

○委員長 ありがとうございます。

**議案第12号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に関する基準を定める条例の一部改正について**

○委員長 続いて、議案第12号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 平成29年議案第12号につきまして説明いたしますので、議案書の66ページをお願いいたします。

平成29年議案第12号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センター等に設置されております主任介護支援専門員の更新制度が導入されたことに伴いまして、所要の整備を図る必要があるからであります。

はねていただきまして、67ページをお願いいたします。

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、68ページをお願いいたします。

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準を規定したもので、主任介護支援専門員は今までは県知事が実施する研修を受講しますと主任としての資格が与えられておりましたが、新たに更新制度が導入され、その研修を修了した日から5年を超えない期間ごとに研修を修了しなければならないとされることから改正するものでございます。

67ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則です。この条例は、交付の日から施行するものでございます。

第2項は経過措置を規定したもので、平成25年までに主任介護支援専門員研修を修了し主任介護支援専門員となった方につきましては、更新研修の受講時期について猶予期間を設けております。表中の平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した方につきましては、平成31年3月31日までとし、平成24年度及び平成25年度に修了した方は、平成32年3月31日までと読みかえるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　更新制度が新たに設けられたということでお聞きしたんですけれども、更新制度が設けられたその理由なんですけれども、その辺がちょっとわからないんですけれども、例えば、5年としてあるんですけれども、更新だと3年とか5年とかよく聞くんですけれども、多分法が変わるものですから、それに対して周知徹底ということもあるとは思ってますけれども、そういう背景をちょっと教えてほしいんです。

○高齢者生きがい課長　この主任ケアマネの業務内容というか役割なんですけれども、主任ケアマネは一般のケアマネの人の指導とかサポートに当たりながら、高齢者が適切な介護サービスを利用するため、ケアマネジメント技能の向上に寄与することが求められているように最近特になってきたということで、この更新制度が導入されたというふうに聞いております。

それで、この更新制度を導入した理由なんですが、先ほど委員言われたように、法改正とか制度改正等がありまして、最新の情報を得るための研修ということもうたっていますし、その時々最新のケアマネジメント技能や制度状況に精通した上で、より質の高いサービスを提供できるようにこの更新制度が導入されたというふうに国のほうから示されております。

○委員長　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

午前9時57分 休 憩

午前9時57分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第13号 江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 それでは議案書の69ページをお願いいたします。

平成29年議案第13号 江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館に係る指定管理者に行わせる業務の変更及び新たな放課後児童健全育成施設の設置に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、70ページをお願いいたします。

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、71ページをお願いいたします。

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第3条第1項は、指定管理者による児童館の管理を行う施設について規定しているもので、別表1に江南市立古知野児童館及び江南市立藤ヶ丘児童館が規定されていることから条文を整理するものでございます。

第3条第2項は、指定管理者に行わせる業務を規定しており、旧の同項第3号におきまして放課後児童健全育成事業に関することとの規定がございしますが、古知野児童館で実施している学童保育が移転することに伴いまして、この号を削り、第4号を第3号に繰り上げ、字句の整理を行ったものでございます。

また、新旧対照表の下段の表、別表第2は、第2条の放課後児童健全育成施設を規定したもので、江南市立古知野南学童保育所及び江南市立布袋学童保育所を追加するものでございます。

70ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分　休　憩

午前10時01分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 繰越明許費の補正のうち

施設改造事業

第5条 地方債の補正

○委員長 続いて、議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正、第3条 繰越明許費の補正のうち、施設改造事業、第5条 地方債の補正を議題といたします。

審査方法でありますけれども、歳入歳出一括で各課ごとに審査をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課所管の補正予算につきまして、歳出について御説明させていただきますので、議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

下段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は570万9,000円でございます。

内容につきましては、99ページの説明欄をお願いいたします。

介護施設等整備費補助事業、高齢者施設等防犯対策強化事業としまして防犯対策強化の補助金570万9,000円の補正をお願いするものでございます。この事業は、高齢者施設などの防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯

カメラの設置など安全対策に要する費用について補助を行うもので、全額国の補助で賄うものでございます。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　この補助金なんですけれども、どこの施設につけられるものかということ、防犯カメラとか非常通報装置ということの説明のときにお聞きしたんですけれども、その辺のところをもう少し詳しく教えてください。

○高齢者生きがい課長　これは法人でいきますと2法人でございしますが、サービスの事業所で行きますと8事業所ということになっております。

1つずつ申し上げますと、フラワーコート江南、ジョイフル江南、第2ジョイフル江南、ジョイフル江南、最初に言ったジョイフル江南は特養です。今申し上げましたジョイフル江南のほうは認知症対応型共同生活グループホームのジョイフル江南でございします。もう一個、ジョイフル布袋ということで、これもグループホームのジョイフル布袋、今申し上げた5事業所は防犯カメラと110番直結の非常通報装置を設置するというでございします。それから、特別養護老人ホーム第2サンライフ江南と特別養護老人ホームジョイフル布袋は非常通報装置のみの設置でございします。それからもう1法人、株式会社サカイが行っていますあじさいほていで防犯カメラを設置していくということでございます。

○委員長　ほかにありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査をいたします。続いて福祉課、お願いします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、福祉課所管の補正予算について御説明をいたします。

歳出について御説明いたしますので、議案書の98ページ、99ページの最下段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は54万円でございます。

内容につきましては、99ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

社会福祉施設等整備費補助事業で54万円の補正をお願いするものでございます。これは昨年7月に神奈川県相模原市で発生をいたしました障害者殺傷事件を契機といたしまして、国及び県が障害者入所施設の防犯対策の強化に係る費用を補助するための補正予算を成立させたことに伴いまして、該当する施設において防犯対策工事を実施いたしました社会福祉法人ときわ会に対して、施設整備に要する費用の一部を補助するものでございます。

はねていただきまして、100ページ、101ページの下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は2,321万6,000円でございます。

内容につきましては、101ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

生活保護事業で2,321万6,000円の補正をお願いするものでございます。これは生活保護世帯に支給しております扶助費のうち、介護扶助費及び生活等扶助費につきまして、当初予算での見込みより支給額が増加したことなどによるものでございます。

なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫負担金が4分の3財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　生活保護事業についてお聞きしたいんですけども、推移と、結構今高齢者がふえてきていると思うんですけども、その高齢者世帯数もあわせてお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護の推移ということでございます。

世帯数と人員について説明をさせていただきますが、平成27年度につきまして、年間を通して4月から3月までの月平均でいきますと、世帯数が1月当たりの平均ですが442世帯、人数でいきますと579人でございます。

それから現在、直近のデータでいきますと、世帯数が平成28年1月末で461世帯、人数でいきますと605人が受給者ということでございます。

次に、高齢者世帯でございますが、こちらは平成27年度の月平均世帯数が274世帯でございます。これが1月末でいきますと、高齢者世帯数が283世帯に伸びているということで、高齢者世帯につきましては毎年10世帯ずつ大体伸びてきているという状況でございます。

- 伊藤委員 99ページの障害者福祉費の中の、先ほどの殺傷事件に伴って障害者施設における防犯対策の一環として整備費がついたということで、この辺のところを、施設はときわ会のふじの木園というところをお聞きしているわけですが、基本的にはこの1カ所だけということだと思いますし、もう少し詳しくこの内容ですね。防犯カメラとか、先ほど非常通報装置と言われたんですけれども、その辺のほかにもあるものなのか、こういった形で補助、今の整備されたのか、内容的に。

もう一つ、先ほど、一部が補助されたということなんですけど、全体の経費の中の市の負担割合とか、県とか国とかあると思うんですけれども、その辺のところもちょっとお聞きしたいです。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 ときわ会が所有しております障害者入所施設ふじの木園の工事に対する補助でございます。市内にこの補助事業に該当する施設はこの1カ所だけでございます。

ふじの木園で行われた工事の内容を説明させていただきます。

まず整備内容といたしまして、伊藤委員がおっしゃられました防犯カメラ及び記録システム、録画をするシステムでございます。こちらの設置工事ということで294万8,000円の工事を行います。それから、居住区画なんかへ入る際に、利用者さんが勝手に出ていかないように扉が居住区画の各箇所入り口に設置がしてあるんですけれども、そこにカードキーによる認証のシステムを設置いたします。こちらの工事が137万2,000円、合計をいたしますと総工事費が432万円でございます。

これに対しまして、国が2分の1、県が4分の1の補助をいたします。市のほうは県の補助額の2分の1を出すと、最終的には8分の1ということでございます。ということですので、432万円の工事費に対して8分の1の54

万円を補助するという形でございます。

ちなみに、工事はこれだけではございませんで、ふじの木園の外からのガラスの部分に侵入者の警報のセンサーをつけるとか、それから玄関の錠前をさらにセキュリティーの高いものに取りかえるとか、そういった工事も行いますけれども、こちらのほうは国の補助事業の対象にはなってはおりませんので、今回のこの対象経費には含まないということでございます。

○委員長　この工事は独自でやられたということですね。今、最後のところで言われたセンサーとか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　はい。ガラスセンサーの取り付け、通報装置、こちらが54万円、それから窓の改修、割れにくい窓、ワイヤー入りですかね。そういった窓に取りかえたり、今の玄関の錠前をセキュリティーの高いものにかえるというものが48万2,000円、こちらのほうは法人が独自で支出をして工事を行っております。

○委員長　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明を申し上げますので、議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

上段にございます3款1項3目社会保障費でございます。所管課は保険年金課で、補正予算額3,625万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、101ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

保険推進事業におきまして、国及び県費の保険基盤安定負担金の額が確定いたしましたので歳入で受け入れ、一般会計の負担分と合わせまして国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

低所得者で軽減を受ける世帯が多くなりましたことから、保険基盤安定負担金が1,149万円の増額、一方、国保財政安定化支援事業の保険税負担能力

分が基準変更により対象外となりましたことにより4,774万3,000円の減額となり、差し引き3,625万3,000円の減額をお願いするものでございます。

保険年金課の所管は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、大変複雑な内容でありますけれども、国保の特別会計のほうでまた詳しく説明を求めながらいきたいと思っております。

それでは、質疑もないようでありますので、続いて教育委員会事務局教育課について審査を行います。

補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長兼少年センター所長　教育課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の108ページ、109ページをお願いいたします。

108ページの中段、10款2項1目小学校費でございます。補正予算額は1億4,439万9,000円をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側109ページの説明欄をごらんいただきますようにお願いいたします。

教材整備事業でございますが、備品整備事業としまして道徳や人権教育の授業で使用しますDVDの備品購入費35万円と、その下、学校図書館図書整備事業として児童用図書の購入費100万円、合わせて135万円の増額補正をお願いするものでございます。特定財源といたしまして、歳入予算に計上いたしました市内在住の方から、教育の振興のためにとして御寄附をいただきました500万円から充ててまいります。

その下、学校施設管理事業は可搬型の車椅子階段昇降車を購入するもので、224万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。特定財源といたしまして、先ほど申し上げました寄附金から全額を充ててまいります。

はねていただきまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

111ページ、上段の説明欄をお願いいたします。

学校施設改造事業は、古知野南小学校の便所改造工事費など1億4,080万

円の補正予算をお願いするものでございます。老朽化の著しい古知野南小学校南舎及び北舎の便所改造工事を行うものでございます。特定財源といたしまして、国の交付金4,486万9,000円及び地方債8,150万円を充ててまいります。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、全額繰越明許をお願いするものでございます。

右側、110ページの中段、10款3項1目中学校費をお願いいたします。補正予算額は140万1,000円をお願いするものでございます。

右側、111ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

教材整備事業は、備品整備事業として道徳や人権教育の授業で使用しますDVDの備品購入費15万円と、その下の学校図書館図書整備事業としまして生徒用図書の購入費50万円、合わせて65万円の増額補正をお願いするものでございます。特定財源といたしまして、小学校費と同様に寄附金から充ててまいります。

最下段、学校施設管理事業は可搬型の車椅子階段昇降車を購入するもので、75万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。特定財源といたしまして、こちらも小学校費と同様、寄附金を充ててまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　109ページと111ページの小・中学校の車椅子の階段昇降車についてなんですけれども、小学校が224万9,000円と中学校が75万1,000円とかなり金額の差があるんですけど、具体的にどういったものなんですか。

○委員長　これについて、具体的にカタログか何かありましたら出していただいたほうがわかりやすいかと思います。

○教育課長兼少年センター所長　これから大と小、2台のカタログをお配りさせていただきますので。

〔資料配付〕

○教育課長兼少年センター所長　小学校費のものが高くなっておりますが、お手元に見ていただきますステアエックスという機種が小学校費で購入を予

定してございます階段昇降車でございます。そしてもう1枚のほうが、ステアエイドというのが中学校費でお願いするものでございます。

簡単に説明をいたしますと、大きなほう、ステアエックスのほうは車椅子ごと階段昇降車に乗せることができます。もう一つのステアエイドにつきましては、車椅子はあらかじめ備えつけをしておきまして、人間が乗りおりして移乗していただく形になっています。そういった違いがございます。

あと介助者につきましては、同様に大きいほうも小さいほうも介助者が介助をして機械の操作をしていくというものでございます。

○中野委員　　ちょっと具体的にあれですが、今、小学校に大きいのと中学校に小さいのを置いてあるんですけれども、具体的に何かそういう事案があって、こういうふうになっているんですか。

○教育課長兼少年センター所長　　大きいほうのステアエックス、小学校費で購入を予定しているものですが、こちらは今現在、古知野西小学校1年生の児童が病気によって車椅子であったり松葉づえをついてふだん生活しているところでございまして、階段の上りおりに不便を来しておりますので、こちらの階段昇降車の購入を予定してございます。

もう1台のほうにつきましては、今後、適応指導教室が市民体育館から情報センターに移動する予定でございまして、情報センターは2階でございまして、もしそういった児童・生徒がいた場合に、情報センターはエレベーターがないものですから、こちらの階段昇降車を使ってまいりたいと思います。

また、他の学校でもそういった児童・生徒が今後出てくる場合もございまして、そのときには必要に応じて移動して使っていきたいと思っております。

○委員長　　ちなみにこれ、階段を上がるまでに何分ぐらいかかるんですか。

○教育課長兼少年センター所長　　分速6メートルですので、大体一般的な学校ですと3分から4分ぐらいで……。

○委員長　　5分ぐらいでは上がれると。

○教育課長兼少年センター所長　　はい。

○野下委員　　そういうお困りのお子さんがいらっしゃるということで、今回

こういう形で寄附金を使われてということだと思いますけど、この写真を見る限りのことを言いますと、いずれにしてもこの後ろで操作をする方がいらっしやいますよね、介助者というんですかね。先生になるんでしょうね。その点はまず確認ですけど。

○教育課長兼少年センター所長 おっしゃるとおり先生または学校に配置しております特別支援の補助員でお願いしていくことになろうかと思えます。

○野下委員 操作的に階段を特におりる場合とかあるんですけど、階段からこういうふうに順次行くんですけど、危なくないんですかね。これを見る限りは何かちょっとという気はするんですけど、その辺はどうですか。

○教育課長兼少年センター所長 まずお答えから申し上げますと、安全なものというふうに認識はしております。

ただ、写真の見た目でちょっと目線が高くなっておりますので、そういった点では若干なれるまで、目線が高いもんですから多少恐怖心はあるかもしれませんが、基本的には安全なものとして認識しております。ベルトなどで体も固定しておりますので、上りおりしている最中、車椅子からずり落ちるといふようなことはないと思っております。

〔「見てきたのか」と呼ぶ者あり〕

○教育課長兼少年センター所長 見てまいりました。

○野下委員 もう一点ですけど、小学校は古知野西小学校の方で、車椅子の場合と松葉づえの場合とあるということなんですけど、今はそういう状況でお使いになると思うんですが、在学中はずうっとそういう状況で登校されるのか、それともそれは治ってこれが要らなくなるか、その辺はどうなんですか。

○教育課長兼少年センター所長 今現在想定しております古知野西小学校の児童につきましては病気ということを知っておりますが、快方に向かっているというふうに聞いておりますので、いずれ必要がなくなる場合もあろうかと思えます。

○野下委員 そうしますと、1台これは使わないケースも出てくるということも考えられますけど、そういう場合は、ほかの小学校で今該当するようなお子さんというのはいらっしゃるんですか。

- 教育課長兼少年センター所長　　今現在、特段、全校に問い合わせをしているわけではございませんが、今後、そういった児童・生徒がいるかどうかというのは確認しながら、次、必要に応じて各学校に配置をしていきたいと思っています。
- 伊藤委員　　非常に高価なものということで、ちょっとカタログでも見せていただいたんですけども、蓄電池もありますし、当然モーターもあります。そうした中で壊れるということもございますので、これ電動的なものなものですから。そうすると、メンテですね。維持、その辺のところも保守委託の関係も当然かかわっていくとは思いますが、まだ当初予算のほうを見ていないので申しわけないんですけども、その辺の蓄電池も含めて保守委託の関係はどうなっていくんでしょうか、教えてください。
- 教育課長兼少年センター所長　　定期点検が1年に1回、推奨がございます。今回、当初予算にも、1年間は保守の範囲内でございますので予算は組んでおりませんが、今後、定期点検費用としましてその費用は計上していくことになろうかと思えます。
- 伊藤委員　　金額はわかっていないですよ、まだ。
- 教育課長兼少年センター所長　　金額もわかっております。定期点検費用が、年1回で税込みで2万5,920円となっております。
- 伊藤委員　　これ両方ともですか、やはり。大きいやつと小さいやつもあるんですけど、両方とも。
- 教育課長兼少年センター所長　　大きいほうも小さいほうも同じ金額でございます。
- 教育部長　　今回のこちらの可搬式の昇降機、導入した経緯についてでございますが、まず学校におきましては、なかなかバリアフリーといいますか車椅子への対応とかそういったことが進んでおらず、またこれからも結構多額の費用がかかりますので、今回上げさせてもらいましたトイレ等の改造を優先させるということで、なかなか昇降機、リフトですね。そういったものをつけられないという状況がございました。
- その中で、今回、寄附をいただいた方とお話しする中で、学校の分野で何とか使っていただきたいということと、あとその方は福祉のほうにもかかわ

りがある方でございます、そういったところで教育あるいは福祉ということでございます、そういった学校の改造が進まない中で、こちらのほうを導入すれば多少なりともバリアフリーともいいませんが、そういったものに対応できるのではないかとということで入れさせていただいたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　今、委員外からの発言要請がありましたんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「いかん」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　私は許可したいと思いますので、委員長の裁量で許可させていただきたいと思ひます。

○伊神議員　　今の車椅子階段昇降車、市役所のすぐ南の赤童子公民館、そこにありますから、もし何ならそれを見れば実際よくわかると思ひます。中野さんも知っておるよね。

〔「あれは固定」と呼ぶ者あり〕

○伊神議員　　そうそう、固定のレール式。

○委員長　　これはキャタピラーですので、ちょっと違う。

〔発言する者あり〕

○委員長　　はい、わかりました。ありがとうございます。

当局は、直接は試乗みたいなことはしたんですか。

○教育課長兼少年センター所長　　こちらの業者にお願いをしまして、実際に古知野西小学校で試乗をしました。

○教育長　　今、課長が申しましたように、古知野西小学校にそうした児童がいるということがあったので、導入に当たって実際に可能かどうか。先ほどのお話で危険かとかいうこともあったもんですから、実際にその該当の児童にも試乗していただいて、階段を上がらせて、あるいはおりるという体験もさせていただきまして、反応としては、ちょっとやっぱり最初は怖いということでは言っていましたけれども、安全性については確認できたということがあります。

また、中学生も関係しますので大人にも乗っていただきました、職員に乗

っていただいたところ、逆に上がるよりもおりのほうが安全な感じがしたと本人は言うておりましたので、私は乗っておりませんが、そういうことがありますので、実際に体験をさせていただきましたということだけ御報告させていただきますと思います。

○古池委員 111ページの古知野南小学校の便所改造の件ですが、ちょっと以前にもお聞きしたかと思いますが、何基の改造になりますか。

○教育課長兼少年センター所長 改修のトイレの基数ですけれど、改修前の和式と洋式の数ですが、和式が81基ございました。洋式が24基ございました。これを改修いたしまして、全て105基の洋式トイレに改修してまいります。

○古池委員 というと、和式はなくなっちゃうわけ。

○教育課長兼少年センター所長 和式はなくなります。

○委員長 工期はいつまでになりますか、完成は。

○教育課長兼少年センター所長 夏休みから工事を始めまして、夏休み中に終わらせたいと。

○古池委員 わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 それでは、生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の112ページ、113ページをごらんください。

10款5項1目体育費でございます。補正予算額は88万6,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、113ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

新体育館建設工事の契約に伴い、工事請負費を減額するものでございます。なお、補正後の継続費の総額は30億8,224万2,000円で、その年割り額は平成28年度が2億122万6,000円、平成29年度が28億8,101万6,000円となるもので

ございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第16号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

午前10時52分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第16号につきまして御説明申し上げますので、議案書の114ページをお願いいたします。

平成29年議案第16号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成28年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,474万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億3万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

はねていただきまして、115ページ「第1表 歳入歳出予算補正」、116ページから118ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げさせていただいておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、119ページ、120ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

2款1項2目は高額医療費共同事業負担金で368万7,000円、その下の5款1項1目は高額医療費共同事業負担金で同じく368万7,000円の補正をお願いするものでございます。

高額医療費共同事業負担金は、愛知県国民健康保険団体連合会が行っております高額な医療費に対する共同事業への各市町村による拠出金について、国及び県が4分の1ずつ負担するもので、一昨年から高額薬剤の保険適用及び適用拡大が実施されたことに伴い、共同事業の財源が不足するため、各市町村の拠出金が増額されたことに関連して補正するものです。

その下、6款1項1目は高額医療費共同事業交付金で、先ほど申しました高額医療費共同事業拠出金の増額に伴い1,474万8,000円の補正をお願いするものでございます。

その下、8款1項1目は一般会計繰入金で3,625万3,000円の減、その下、9款1項2目はその他繰越金で2,887万9,000円の補正をお願いするものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金につきましては、議案第15号 平成28年度江

南市一般会計補正予算（第8号）の中で説明をさせていただきましたとおり、低所得者に対する保険税軽減分に係る保険基盤安定繰入金が1,149万円の増、一方、低所得者で軽減を受ける世帯の割合に応じて算定できる支援分について、基準の変更より要件を満たさなくなったため、国保財政安定化支援事業繰入金4,774万3,000円の減となるものでございます。

差し引き3,625万3,000円の財源の不足分のうち、国・県の負担の増額補正で対応できない2,887万9,000円につきましては、下段のその他繰越金で財源調整を行うものでございます。

121ページ、122ページをお願いいたします。今回の補正予算の歳出でございます。

1款保険給付費、1項1目療養諸費でございます。国保財政安定化支援事業繰入金等、特定財源の歳入額の補正に伴う財源更正であります。

はねていただきまして、123ページ、124ページをお願いいたします。

6款1項1目共同事業拠出金でございます。補正予算額は1,474万8,000円でございます。

内容につきましては、124ページの説明欄をお願いいたします。

保険給付事業の高額医療費共同事業医療費拠出金として1,474万8,000円の補正をお願いするものでございます。これは歳入でも御説明いたしました。愛知県国民健康保険団体連合会が行っております高額な医療費に対する共同事業の財源が不足するため、各市町村の拠出金が増額されたことによるものでございます。特定財源は、国庫負担金、県負担金、それぞれ368万7,000円でございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　済みません。議案質疑でもいろいろ山議員がお聞きしていましたが、何となく内容がわかるようなわからんような感じなんで、概要をもう一度ちょっと説明していただきたい。お願いします。

○委員長　どこの部分、共同事業ですか。

- 中野委員 120ページの安定化事業のほうで、安定化支援事業繰入金について。減額のほうの。
- 委員長 保険基盤安定繰入金の増額と、国保財政安定化支援事業繰入金の減額、この関係についてですね。
- 中野委員 はい、そうですね。
- 保険年金課長 まず国保財政安定化支援事業の概要と予算計上の理由について、御説明申し上げます。

国保財政安定化支援事業につきましては、保険者の責めに帰することができない特別な事情による国保財政の負担増について、限定的に一般会計から繰入金を繰り入れる事業で、平成5年度から制度化された事業でございます。

今回、低所得者で軽減を受ける租税割合に応じて算定できる保険税負担能力分につきましては、基準である軽減世帯の割合が48%から52%に変更になり、江南市は49.1%のため該当しなくなったことにより、当初の予定より繰り入れできる金額が減少したため減額補正をお願いするものでございます。

次に、保険基盤安定繰入金の内容でございますけれども、保険基盤安定制度について御説明申し上げる中で、保険基盤安定繰出金、繰入金についても御説明を申し上げたいと思います。

国民健康保険は、構造的に保険料負担能力の低い低所得者の加入割合が高く、他の被保険者の保険料負担が相対的に大きいものとなっております。この問題に対応するために、低所得者に対する保険料軽減相当額を公費で補填する制度として保険基盤安定制度が導入されました。

具体的には、市町村は保険料・保険税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れなければならないというふうにされております。その繰入金の4分の3に相当する額を都道府県は負担するというようになっております。

続きまして、その2つの関係でございますけれども、今回、特別会計繰出金として3,625万3,000円の減額補正となりましたけれども、その内容につきまして、その中で説明をさせていただきます。

低所得者で軽減を受ける世帯が多くなりましたことにより、保険基盤安定繰出金が1,149万円の増額となりましたが、一方で国保財政安定化支援事業につきましては保険者の責めに帰することができない特別な事情による国保

財政の負担増について限定的に繰り入れる事業でございますが、その要件といたしまして3つ要件がございまして、被保険者の応能保険税負担能力が特に不足していること、つまり被保険者に占める軽減世帯の割合でございますけれども、こちらが基準になります。2つ目として、病院の病床数が特に多いこと。3つ目として、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていること、以上の3点でございますが、昨年度につきましては、1点目と3点目が該当しておりましたが、今年度、応能保険税負担能力分が基準であります軽減世帯の割合が48%から52%に変更になりまして該当しなくなったことにより、繰出金が当初の見込みよりも4,774万3,000円減額となり、差し引きで3,625万3,000円の減額補正をお願いするとしたものでございます。

○伊藤委員 要件の中で、先ほど2点目の病院のベッド数が多いということに当てはまらないと言われたんですけれども、これはどのぐらいあればいいのか、他市町でこういう要件に当てはまっているところがあるのかということをお聞きしたいです。

○保険年金課長 病床数につきましては、算定式がございまして一概には言えませんけれども、愛知県下で該当しているのは南知多町1町だけでございます。

○委員長 江南市は対象になっていないと。

○保険年金課長 はい、なっていないということでございます。

○委員長 4,774万3,000円が減額となったわけですが、その最大の理由が、低所得者層の被保険者の中に占める割合が江南市は49.1%だと。対象は48%から52%ということだから、対象になっているんじゃないですか。

○保険年金課長 基準が上がったということで、平成27年度は48%以上割合があれば該当していたということでございますが、今年度は52%以上というふうに基準が引き上げられたことによりまして、江南市49.1%は該当しなくなったということでございます。

○委員長 わからないのは、もともと一般財源からの繰り入れなわけですよ。一般会計からの繰り入れだから、江南市の裁量でやれることでしょうか。それが何でこんな基準が設けられているかということなんだけど、いわゆる財政措置をされて、国が一定の金額を江南市に交付税措置か何かされているから、

こういう基準があるということですか。そうでなければ江南市の裁量でやれるわけですが、その他一般会計繰入金なんだから。

○保険年金課長　ただいまの事業に対する財政措置につきましては、地方交付税により行われるものということでございます。

○委員長　だから、交付税措置がされているということですよ。

○保険年金課長　さようでございます。

○委員長　それで、この一般会計繰入金総額で8億7,614万5,000円ですけれども、最終的に保険基盤安定繰入金が幾らになって、その他一般会計の支援事業繰入金は幾らになったんですか。この財源、やりくりをやって。一般会計繰入金8億7,000万円が全額この2つじゃないでしょう。これがどう見てもわからへん。

○保険年金課長　高額医療費の共同事業負担金も含めると……。

○委員長　ではなくて、この保険基盤安定繰入金が総額幾らになったか。その他一般会計繰入金の安定化支援事業繰入金分で幾らになったのか、予算書を見る限りではわからない。

わからなかったら、ちょっと後で。

○保険年金課長　後ほど説明させていただきます。

○委員長　お願いします。

それ以外に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、答弁を一部保留してありますけれども、議案第16号について、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時11分　休　憩

午前11時11分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第17号 平成29年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

新体育館建設事業

○委員長 続きます。議案第17号 平成29年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出、第3条 地方債のうち、災害援護資金貸付事業、新体育館建設事業についてを議題といたします。

なお、審査方法については、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 高齢者生きがい課所管の当初予算につきまして説明させていただきますので、予算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

下段の11款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、18、19ページの下段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料の高齢者生きがい課の老人福祉センター目的外使用料電柱から3つ下の高齢者生きがい活動センター目的外使用料電話柱までの4件でございます。

次に、28、29ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい

課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、36、37ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

はねていただきまして、38、39ページをお願いいたします。38、39ページの中段です。

4款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者生きがい課の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金から老人クラブ助成費補助金の4件でございます。

次に、46ページ、47ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料、高齢者生きがい課の老人福祉センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いします。54ページ、55ページの中段です。

19款5項2目11節雑入、高齢者生きがい課の緊急通報システム実費徴収金でございます。

次に、大きくはねていただきまして、158、159ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款1項1目高齢者福祉費でございます。

159ページ、説明欄の人件費等から167ページの中段にございます特別敬老事業までの26事業でございます。

以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 161ページの最下段、緊急通報装置設置事業ということで、当然高齢者がふえてきて、だんだん設置がふえてきていると思いますけれども、今の設置台数と、設置していても利用されないという意味がないものですから、その利用件数なんかをちょっと知りたいんですけど。

○高齢者生きがい課長 今の緊急通報装置の直近でいきますと、平成29年、本年の1月の状況でお伝えいたしますと、設置台数は558台となっております。

す。それで、利用率と申しますか利用の実績でございますが、平成27年度で申し上げますと、緊急通報がされたのが119件でございます。この緊急通報を利用して相談された方が35件、間違えて押された誤報が89件で、電池切れによる通報ということで108件ございました。

平成28年度、これが先ほど558台と言いました件数の中で緊急通報されたのが77件です。相談があったのが104件です。誤報が148件、電池切れに伴う通報ということで149件、以上です。

○伊藤委員　　同じページの中段なんですけれども、介護施設等建設費補助事業ということで、これは30人未満の施設ということなんですけれども、今回こういう予定があつて計上されていると思うんですけれども、実際めどはあるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　実は、きのうが小規模特養の公募の締め切り日でありまして、1法人から申し込みがありました。今後、その法人がこういった事業に適しているかどうかを内部で審査いたしまして、決定されて、来年度中に建設が完了すればこの補助金が適用されるということになっています。

○伊藤委員　　はい、わかりました。

あと1点だけいいでしょうか。165ページの上段あたりの老人クラブ事業ということで、高齢者生きがい推進事業ということなんですけれども、この補助金の中で、老人クラブ補助金と老人クラブ連合会補助金と2通りあるんですけれども、とりあえずこの違いというのか、老人クラブは1団体に幾らか出されているとは思いますが、その団体に幾らか出されているのかと、例えばその団体でも当然規模があると思うんです。5人とか6人とか、例えば30人とか80人とか規模があつて、それによって交付金が違うということもまたおかしいこともありますけれども、その辺の最低限の団体に出して、どのぐらいの団体の、例えば最低何人以上なければ出さないとか、そういう基準はあるのか。最終的には、最後、下の連合会の補助金ですね。この辺のところの補助金はどんな形で使われているのかをちょっと知りたいと思います。

○高齢者生きがい課長　　まず老人クラブの補助金と書いてある500万1,000円につきましては、お地元にあるような単位老人クラブに対する補助金でございます。その予算の内訳、平成28年度の実数で申しますと78クラブございま

して、78クラブに対して補助金を支出するものでございます。

内容ですが、1クラブ当たり月に4,800円で、年間でお支払いするのがクラブの会員さん1人当たり100円を掛けたものが1年間で支払われるということです。

人数は、県の補助金のくくりといたしますか基準がありまして、おおむね30人以上ということになっておりますので、1クラブ大体30人以上、多いところで100人ぐらいという老人クラブの構成になっているということで、平成28年度は78クラブで4,319人の方が会員になられております。

下の老人クラブ連合会の補助金につきましては、単位老人クラブから選出されている代表の方たちが構成する連合会ということで、事業費として134万5,000円の予算を立てておりますが、内容といたしましては、一般事業といたしまして市老連という形で連合会に24万円、プラス1人の会員掛ける90円を支出しています。それに加えて、特別事業分といたしまして70万円を支出するという形でございます。

一般事業費で約64万5,000円を支出することを見込んでおりますが、その内容につきましては事務用品の購入とかコピー機のリース代、それから総会を行いますので総会の記念品や県老連への大会の参加費の負担金とかというものに充てられています。

特別事業分といたしましては、老人クラブの方たちが行っている作品展とか芸能発表会、運動会、それからグラウンドゴルフ大会などの大会の運営費ということに加えまして、クラブ活動をしてみえるクラブに対しての補助金を特別事業分として支払っているということでございます。

○河合委員　今の老人クラブに関連してお伺いしたいです。

高齢者が年々ふえておる中で、老人クラブのクラブ数、会員数が年々減ってきておるんだけど、江南市として今後どうされるのか。ずうっと毎年減っているよね。どういう対策をされますか。

○高齢者生きがい課長　老人クラブの会員数が減っているというのは、確かに減っております。

市老連のほうの特別事業分の内訳でお伝えしましたけれども、作品展とか芸能発表会、運動会なりいろんなことをやってみえるんですけども、それ

なりに魅力のある事業をやっていますし、単位老人クラブでいけば、お近くに住んでみえる方同士でそういったクラブ活動をしているんな親睦を深めてみえるということで、有効な活動をされているなあというのは実感はしているんですが、最近でいいますと、いろんな趣味がやれるということで、いま一つ魅力がない部分も現実にはあるのかなということは思っております。

そして、補助金の関係で申し上げますと、1老人クラブに対して固定額4,800円掛ける12カ月分ということでお支払いしていますので、そういったものもクラブをたくさんつくればお金がもらえるかというお話もあつたりしますので、そういった補助金の見直し等もちょっと考えまして、老人クラブが運営していきやすいようなものになっていったらいいなあというふうには考えております。

○河合委員　　お金ばかりの話じゃないと思うんですね。それぞれの地域の老人クラブさんの抱えておる課題というか、問題というのはたくさんあると思うんですよ。それを吸い上げて対策を練らないと、ただ補助金を払っておればいいでは、これは減る一方だと思うんです。

だから、そこら辺のところを根本的に見直さないと、もっともっと減ってきちゃう。ここ数年来、毎年下がってきておる。子ども会にもいろいろな問題もあるかもしれんけど、特に老人クラブ、ここはやっぱり根本的に考え直さないと大変な事態になるんじゃないかなと思います。

○中野委員　　163ページの日常生活支援事業の高齢者のタクシー基本料金の助成事業なんですけど、昨年と比べるとかなり減っているんですけども、高齢者がふえているのになぜ減っているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長　　暫時休憩します。

午前11時27分　　休　　憩

午前11時28分　　開　　議

○委員長　　では再開します。

○高齢者生きがい課長　　日常生活支援事業が昨年と比べまして予算のほうが下がっている理由としましては、ヘルパーとかショート、デイサービス等一般会計から支出しておりました事業が、総合事業ということで特別会計から

支出することになりましたので減額されているものと思われます。

○委員長　それで、ここで減額になった分、繰出金は一部ふえているように思うんだけど、それは特に関係はないですか。

○高齢者生きがい課長　今のヘルパーやデイサービス、ショートステイ、給食サービス等が一般会計から特別会計のほうに移った関係で給付費が伸びますので、それに対しての12.5%なり19.5%が負担することになるので、この特別会計への繰出金は伸びております。

○委員長　ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ちょっと敬老会だけ気になるんですけど。金婚式と同時開催というところで、それと平日開催ということで、送迎なんかが、家族の人が日曜日送迎されていたのが、その辺の対策がとられるのかどうか、ちょっと気になるんですけどね。

〔発言する者あり〕

○委員長　事業レビューで指摘があったということだったんですけども。

○高齢者生きがい課長　敬老事業につきましては、行政レビューにおきまして敬老事業の評価をしていただきました。その結果を踏まえまして、敬老事業の概念そのものに見直しをする必要があるということから、行政レビューでは縮小という方向性を受けたということで、いろんな見直しができる範囲で見直しをさせていただいて、日曜日開催ですと文化会館の駐車場の件もありますし、利用料のこともありますので、平日開催にすることで経費の削減ということと、駐車場の状況がちょっと、当然送迎の方もお見えになりますが、御自身で運転されてとか乗り合いで見える方も多いですので、駐車場の緩和ということにもなります。あと市民文化会館の稼働率の向上と、平日の稼働率を上げるということにもなりますので、ちょっと平日開催ということにしました。

議案質疑で答弁させていただいたんですけども、アンケートを今度はしっかりとっていかうということで、会場に見えた方にアンケートを、見えた方だけかどうかはちょっと今考えてはおりませんが、見えた方には必ずアンケートをとらせていただいて、その運営方法、記念品等につきまして検討

していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長　もう一点、福祉センターの指定管理料3,157万1,000円ですけど、ここに福祉センターが今度有料になった使用料分が入っていると思うんですけど、それによって指定管理料そのものが減額になったというようなことはありませんか。

○高齢者生きがい課長　使用料の関係は、福祉センターのほうで収入をしていただいて、指定管理料の最後の精算のときに含めて精算をしていただくことになっていきますので、金額については変更してないです。

○委員長　収入は幾ら見込んでいますか。

○高齢者生きがい課長　想定しています金額は約300万円、お風呂だけじゃなくて会議室等を含めまして、1年間使用されるとして見込んだのが300万円の増ということです。

○委員長　逆に、お風呂も含めて。

○高齢者生きがい課長　そうです。お風呂も含めてです。

○委員長　はい、わかりました。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　予算書の16ページ、17ページの最下段をお願いいたします。

子育て支援課所管の歳入でございます。

11款1項1目2節児童福祉費負担金の保育所保育料初め2項目でございます。

20ページ、21ページの上段をお願いいたします。

12款1項2目2節児童福祉費使用料の子育て支援課分、児童施設目的外使用料でございます。

22ページ、23ページの最上段をお願いいたします。

12款1項5目3節都市計画使用料の子育て支援課分、コミュニティ・プー

ル使用料でございます。

26ページ、27ページの中段をお願いいたします。

12款 2項 2目 2節 児童福祉手数料の放課後児童健全育成手数料初め 2項目でございます。

28ページ、29ページの最下段から30ページ、31ページの最上段をお願いいたします。

13款 1項 1目 2節 児童福祉費負担金の子供のための教育・保育給付費負担金初め 4項目でございます。

30ページ、31ページの下段をお願いいたします。

13款 2項 2目 2節 児童福祉費補助金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金初め 4項目でございます。

34ページ、35ページの中段をお願いいたします。

13款 4項 2目 1節 児童福祉費交付金の子ども・子育て支援交付金初め 2項目でございます。

36ページ、37ページの中段やや下をお願いいたします。

14款 1項 1目 2節 児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金初め 3項目でございます。

40ページ、41ページの最上段をお願いいたします。

14款 2項 2目 2節 児童福祉費補助金の子育て支援課分、施設型給付費等補助金初め 5項目でございます。

42ページ、43ページの中段やや下をお願いいたします。

14款 3項 2目 1節 児童福祉費委託金の母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

46ページ、47ページの上段をお願いいたします。

15款 1項 1目 2節 使用料及び賃借料の子育て支援課分、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

48ページ、49ページの下段をお願いいたします。

17款 2項 1目 1節 基金繰入金の子育て支援課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

52ページ、53ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目5節保育園給食費徴収金の3歳以上児主食代実費徴収金初め2項目でございます。

54ページ、55ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入の子育て支援課分、児童福祉等実習指導委託費初め4項目でございます。

次に、歳出でございます。

194ページ、195ページの中段をお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費を222ページ、223ページの上段までに掲げてございます。

少し飛びまして、330ページ、331ページでございます。

8款4項3目木賀公園コミュニティ・プール費でございます。

続きまして、別冊の平成29年度当初予算説明資料をお願いいたします。

23ページに特定教育・保育等事業、保育所等整備費補助金として認定こども園に移行する江南第二幼稚園に対する補助金についての概要を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　199ページの特定教育の保育等事業、これ本会議で非常にいろんなことを聞かれて大体理解はしたんですけども、2階建ての調理室とか3室をつくって、3歳未満の児童を振り分けて入れるということなんですけれども、その辺のところをちょっとわからんところがあるもんですからお聞きしたいんですけど、今回、江南第二幼稚園がこういった形で手を挙げられて特定教育の保育園という形になったんですけども、ほかの保育園というのはどうなのかということと、今回、補助率が非常にいい3分の2という補助率がついているんですけども、例えば来年度、そういう保育園が手を挙げたときにおいて、この補助率も同じく、3分の2という防衛の補助のような形の非常に施設にしてはいい補助なんですけれども、その辺の補助率が

一緒なのかというのをちょっとお聞きしたい。まずその2点、済みません。

- 委員長 認定こども園ということなんですけど、江南市として初めてのことなので、今、伊藤さんが言われたように、私もよくわからないので、まず概要の説明をお願いしたいと思って資料をお願いしたんですけど、配付をしていただいて、若干説明を。その上で。

[資料配付]

- 子育て支援課長 まず認定こども園とはということで、簡単ではございますが御説明をさせていただきたいと思います。

まず下段の表に子供の認定区分が3段階に分かれて記載をさせていただいております。1号、2号、3号ということで、本会議場での御答弁の中でもそういった御答弁をさせていただいているんですが、小学校に未就学の児童を3区分に認定しているということで、1号認定の子供というのが、満3歳以上で2号認定以外の子供と書いてあるんですが、2号の子供が、満3歳以上の子供のうち、保護者の就労や疾病等の就労の状況によって保育を必要とする3歳以上の子供を2号というふうに規定されております。3号は、満3歳未満の子供ですね。満3歳未満で保育を必要とする子供を3号認定の子供というふうに規定しております。満3歳以上で保育を必要としない子供を1号認定の子供というふうに規定されていると、1号、2号、3号の子供の認定区分というのが規定されているということでございます。

認定こども園につきましては、まずこの表の中では4つの類型がございまずよということで記載をさせていただいているんですが、幼保連携型認定こども園、江南第二幼稚園が移行を予定している幼稚園の型でございまず。次の幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園ということで、認定こども園にはこの4つの類型があるということでございまず。

今回、幼保連携型の認定こども園に江南第二幼稚園が移行するんですが、今現在、江南第二幼稚園というのは幼稚園として認可を受けた施設でございまず。江南市内の保育園は、保育所としての認可を受けた施設でございまず。いずれかの認可を受けた施設がいずれかの認定こども園になる場合は幼稚園型、保育所型というような認定こども園に移行することもできるということ

でございます。

最後の地方裁量型の認定こども園というのが、認可を受けていない幼稚園機能を持ったもの、保育所機能を持っているところが認定こども園に移行する場合ということで規定をされておりますが、限定的な認定こども園の類型かなというふうに考えております。

それぞれ認定のされ方が違うんですが、幼稚園型、保育所型というのは、それぞれの学校施設であったり児童福祉施設であったりということで既に認可を受けた施設が認定こども園に移行するというので、今回、江南第二幼稚園も既に幼稚園として認可を受けた施設でございますが、今回の幼保連携型認定こども園に移行するというので、新たに認可を取り直す必要があるということで、認可申請等の手続にこれから入ってまいるということで手続のほうを今順次進めていただいているということでございます。

それぞれの設置主体、職員の要件等は記載のとおりでございますが、幼保連携型の認定こども園については幼稚園教諭、保育士資格、両方の資格を持った職員の配置が必要になるということで、現在お聞きしている江南第二幼稚園につきましては両方の資格を持った職員が、全員資格を持っているという状況で、このあたりのところは条件としてもクリアできているということでございます。

給食の提供につきましても、本会議場でも御答弁させていただいたように施設整備の中で調理室等の施設の設置を今計画されているということで、2号、3号の子供に対する食事の提供というのは、当然自園調理でされていかれるだろうというふうに予定されているんですが、2号の子供についてはちょっとまだ検討中というふうに現場のほうからは聞いております。

開園時間、開園日についても、現在検討中ということでございますが、11時間の開園時間は担保されるというふうにお聞きをしております。

ちょっと簡単ではございますが、以上でございます。

- 委員長 伊藤委員からいろいろ質問があったんですけど、まずその前に今の説明に対する何か質問はありますか。
- 野下委員 初めての取り組みということなんですけど、ちょっと僕わからないところがあって、設置の主体というのがあります。これは国、自治体、

学校法人、社会福祉法人だから、今回、学校法人になるかなと思うんですけど、ただ保育園は厚生労働省、国のほうね。それから、幼稚園は文部科学省という形でいろんなそういう決まりがあると思うんですけど、認定こども園になると2つかかってくるんですよね、国の組織が。これはどういうふうに調整されるんですかね。

○子育て支援課長　　まず認可の施設としては、学校の機能というか学校施設としての位置づけはありますと。その保育所部分としての児童福祉施設でもあると。両方の施設を担保される施設ですよということでございます。

子ども・子育て支援法が施行されましたときに、新たな給付の形というのが統一されまして、今おっしゃられたように、学校教育は文部科学省ですよ、保育所は厚生労働省ですよというような従前の区分があったんですが、新制度に移行したときに給付の形というのが内閣府のところに統一されたということで、施設の指導等に関しては内閣府が直接管轄するということではないかというふうに考えておりますので、統一した施設運営に対する管理がなされていくということになってくるかと思えます。

○野下委員　　ということは、例えば、今では幼稚園だけだったですから文部科学省のいろんな指導に従ってやっていかないかんですけど、今回は2つになりますから、厚生労働省でもなくて文部科学省でもなくて、内閣府というところがこの認定こども園のいろんな決まりとかなんとかあると思うんですけど、そういうのを統括するという形で考えていいんですか。給付もそうでしょうけど。

○子育て支援課長　　そういった形になってくるかと思えます。

○委員長　　一番単純に、認可はどこがおろすんですか。

○子育て支援課長　　今回の幼保連携型認定こども園につきましては、認可は都道府県というふうに規定をされておりますので、愛知県に認可申請を出すということになります。

○委員長　　そうなんだけど、県の中にだって2つあるわけですよ。教育のほうと福祉部というのとね。そのどっちが受けるんですか。

それじゃあ昼の時間が迫っていますので、先ほどの伊藤委員の質問もたくさんありましたので、ちょっと整理をしていただいて……。

[発言する者あり]

○委員長 認可の件だけ、課長さん、お願いします。

○子育て支援課長 市町村を經由して、愛知県健康福祉部子育て支援課に提出するということになっております。

○委員長 はい、わかりました。

それでは、あと伊藤委員のほうから幾つか質問が出ております。いろいろなことで質問がありましたので、質問を整理していただいて、午後再開をしたときに答弁していただくということで、質疑の途中でありますけれども暫時休憩をいたします。

午前11時52分 休 憩

午後0時59分 開 議

○委員長 それでは、皆さんおそろいですので再開をいたします。

子育て支援課の質疑中でありましてけれども、先ほどの議案第16号の審査の中で答弁保留になっていたものについて、最初に答弁をお願いいたします。

○保険年金課長 先ほどの補正後の予算の繰入金のそれぞれの金額について、回答をさせていただきます。

保険基盤安定繰入金につきましては1,149万円補正をいたしまして、補正後3億8,096万5,000円になるものです。

それから、国保財政安定化支援事業繰入金につきましては4,774万3,000円減額補正をいたしました結果、補正後の予算は2,600万円でございます。

○委員長 特に質疑はよろしいですね。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、子育て支援課について、質疑を続けます。

先ほどの伊藤委員の質疑に対する答弁からお願いをいたします。

○子育て支援課長 当初予算の附属の資料、別冊の資料の23ページをごらんいただけますでしょうか。

(3)で補助対象経費の割合ということでお示しをさせていただいておりますが、先ほど伊藤委員よりお話のありました国の負担分は3分の2ということで、今回当初の予算を計上させていただいておりますが、これが国のほうが進めております待機児童解消加速化プランというものが平成25年度から実

施をされておりまして、この待機児童解消加速化プランが平成29年度まで実施されるということで、このプランに乗って今回の事業を実施するということが補助率のかさ上げが実施されております。

通常ですと、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1ということで通常の保育所等の整備率が規定されているところを、今回はこのプランにのっとり国の方がかさ上げされて3分の2補助をしていただけるということで、その分の市の負担分が軽減されているということになっております。

先ほど申し上げた待機児童解消加速化プランが平成29年度までということで、平成30年度以降の国のほうの補助の規定はまだ示されておりませんので、通常どおりですと2分の1になるということで、もし他の幼稚園が認定こども園等に移行して施設整備が実施されるということが計画されますと、次年度以降の事業になるということですので、国のほうの動向いかんによるということでございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

これで保育料の算定はどういうふうになっていくのでしょうか。

○子育て支援課長　　認定こども園の保育料につきましては、1号、2号、3号の子供が通常利用をするということでございますので、3号の認定こども園に通う保育所部分の子供については市の保育料の規定によるということでございます。

○伊藤委員　　あと2つぐらいお聞きしたんですけれども、205ページの最下段の保育園施設工事業ということで、調理室、空調機器の設置工事ということで、今回、草井保育園ほか4ということでありました。

まだ9園が未設置ということなんですけれども、まず第1点目は、今回、9園まだ未設置のところがあるんですけれども、なぜこの5園を選んだかという理由と、基本的には、未設置の部分もあるもんですから、今後まただんだん空調設備をふやしていくというふうに私は思っているんですけれども、その辺の計画があればちょっと教えてほしいです。

○子育て支援課長　　保育園の空調設備の状況は各園状況が違いますが、北部地区のほうは保育園の防衛施設周辺防音事業という事業で既に全館の空調設備の改修が完了している保育園がございますが、この事業の対象が調理室

が対象になっていないということで、防衛施設周辺防音事業の改修に対象となっていない南部地区については、全館空調の設備改修にあわせて調理室のほうも一斉の空調設備として改修を進めているということで、今回は既に先ほど申し上げたような防衛施設周辺防音事業の対象となって空調設備の改修が終わっている園の中で、比較的調理室等の温度が高いというところを選定させていただいて、5園を選ばせていただいたということで、草井保育園、宮田東保育園、宮田保育園、古知野北保育園、門弟山保育園の5園を選定させていただいたということでございます。

[発言する者あり]

○子育て支援課長 先ほどの全館の空調設備の未改修園がまだございますので、空調設備の改修としましては、保育園空調設備改修事業として布袋西保育園を来年度設計委託をさせていただくということで、この事業の未改修の園が4園ございます。あずま保育園、中央保育園、古知野南保育園、古知野中保育園というのが全館の空調設備が未改修の園ということで、こちらは前年度に設計委託、次年度に施工工事という2カ年の事業計画の中で現在進めているということになってまいります。

残る園につきましては、8園残るわけですが、その園についても調理室等の空調設備の改修については順次進めていきたいというふうに考えております。

○伊藤委員 もう一点だけお願いします。

209ページ中段のちょっと下に、第3子育て支援センター運営事業があります。江南短大の中にこれをつくったということで、江政クラブの議員がここにちょっと視察に行ったんですけれども、そのときに非常に雰囲気がよくていいところだなあと思ったんですけれども、ただそれをぱっと見たときに、利用者が市外の方が多かったんですよね。実際、市内じゃなくて市外の方がちょっと目についたもんですから、その利用名簿の中で。

せっかく江南市がつくったんですけど、市外の方の利用が多いと。逆に、江南市の方にどのような形でPRしてみえるかということがちょっと気になったんですけど、その辺のところを、市外、市内の利用率をちょっと知りたいのと、江南市内の方に対してどのような形でPRしてみえるかをちょっと

教えてほしいです。

- 子育て支援課長 江南短大に委託しております江南短大内にございます第3子育て支援センターの利用状況でございます。

平成27年の1月から事業開始でございますので、平成27年度4月からの利用状況で御報告させていただきますと、平成27年度1年間で第3子育て支援センターの年間の利用者数は8,788人で、そのうち他市町の利用者が2,257名、25.7%が市外の方の御利用がございました。

平成28年度、まだ年度途中でございますので第3・四半期まで、4月から12月までの利用者数で延べ利用者数が6,951人で、市外の方の御利用が1,986人、28.6%という状況でございます。

かなり市外の方の御利用が多いということで、第3子育て支援センターについては駐車場の完備もあるということと、短大内にございます学生の食堂の御利用も、子育て支援センターの方の御利用もできるというようなメリットがございまして、他市町の利用の方が大変多いという状況でございます。

市内の方の利用が少ないということではございませんので、大変たくさんの方の御利用をいただいていると、御好評をいただいているという状況でございます。

- 中野委員 199ページの保育園保育事業についてちょっとお聞きしたいんですけれども、特定教育保育事業とも少しかかわりがあるんですけれども、まずこの予算書に1,909人と園児数があるんですけれども、今年度の見込み数をお願いいたします。

- 子育て支援課長 まだちょっと見込みでございますが、平成29年4月の入園予定児童数としては1,898名という予定でございます。

- 中野委員 最近、低年齢児の3歳未満児の入園の希望が非常にふえてきていると思うんですけれども、こちらの推移を少しお聞きしたいんですけれども。

- 子育て支援課長 3歳未満児の入園者の推移ということでお話をさせていただきますと、平成26年が入園児童数504名、平成27年が511名、平成28年が511名、平成29年の見込みが559名でございます。

- 中野委員 最近どんどん低年齢児、3歳未満児がふえてきているんですけ

れども、未満児の割合というパーセントがわかれば、全体の3歳児の占める平成29年度の559人がどれぐらいの割合になるのかお聞きしたいのと、あとこれが県とか全国平均で比較するとどういうふうになるのか、お聞きしたいと思います。

○子育て支援課長 愛知県の平均でまず申し上げますと、1歳児が平成26年4月で22.5%の入所率ということになります。江南市の同時期ですと26.0%、2歳児が県平均が30.4%、江南市が29.3%。平成27年4月の時点で申し上げますと、愛知県平均が23.9%、江南市が24.5%、2歳児の愛知県平均が31.8%、江南市が33.9%。平成28年、昨年4月の時点の愛知県平均が25.5%、江南市が25.9%、2歳児の愛知県平均が34.4%、江南市の2歳児が34.2%で、全国平均ということでしたが、全国平均の数値を調べた可能な数字で申し上げますと、平成26年4月の全国平均は35.1%、愛知県の平均をかなり上回っている全国平均値になっています。平成28年4月の時点では、全国平均41.1%という状況ですので、全国平均よりは愛知県下、江南市の平均入所率というのは若干低い状況でございます。

○中野委員 先ほど平成29年で3歳未満児が559人の見込みだというふうにお聞きしましたが、たしか未満児だと3人に1人とか、保育士さんをつけなきゃいけないと思うんですけれども、今回、この559人に対して保育士さんはどれぐらいを予定されているのか、人数を教えてください。

○子育て支援課長 申しわけございません。3歳未満児だけの数字ではなくて、全クラスの必要保育士数として御報告させていただきたいと思います。

障害児の加配の保育士さんを含めまして、来年度予定する必要なクラス担任の保育士は177名を必要とするということで予定させていただいております。

○中野委員 今、県も全国も江南市も低年齢児の希望というか要望がどんどんふえてきているんですけれども、私個人的には、必要な人はしっかりと受け入れるべきだとは思いますが、そうじゃない方は家で子供を育てていただいたほうがいいのかなあということも思っているんですけれども、当然、江南市の予算の圧迫だとかいろいろあると思うんですけれども、江南市の今後の方向性をどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

- 子育て支援課長 江南市内には市立の保育所が18園ございますので、現状の施設の中で現在の予定する見込みの園児数の受け入れは施設整備的には可能なのかなというふうには考えておりますが、全国的な保育士さんの人手不足、保育士不足というのが叫ばれておりますので、今後も保育士の確保に努めていきたいというふうに考えております。
- 中野委員 以前、私、9月のほうで一般質問させていただいて、専門職を配置するのが義務づけられているというふうに前、回答をいただいたんですけども、4月以降はどのように江南市はなるのか、お尋ねいたします。
- 子育て支援課長 現在、人員の確保ということで人事当局と協議させていただいて、来年度から専門職の保育士として1名配置をする予定でございます。
- 中野委員 はい、わかりました。
- 委員長 そうすると、ここに今、児童虐待防止対策員がありますよね。とは別に、こちらの人件費の中で保育士が1名ここに入るということでいいですか。
- 子育て支援課長 そうでございます。
- 中野委員 またちょっと別件なんですけど、331ページの木賀の公園、プール事業についてお聞きしたいんですけども、このプールは建築年数はどれぐらいなのか。つくられてどれぐらいたつのか。
- 子育て支援課長 昭和55年度の建築ということでございますので、37年が経過しているということでございます。
- 中野委員 プールはいつからいつぐらいまでのオープン期間なのか。
- 子育て支援課長 木賀のプールにつきましては、例年7月1日から8月31日までの開設時期というふうに進めてきておりましたが、平成29年度、来年度からは小・中学校の夏休み前の利用が大変少ないということで、実施時期を7月20日から8月31日までの開所予定として進めております。
- 中野委員 あと、プールの利用者数の推移、市民プールが閉鎖された影響というか、お聞きしたいと思います。
- 子育て支援課長 利用者数の過去数年の推移を分析してみたんですけども、実際に平成26年度、平成27年度のプールの利用者が天候不順によって非

常に少ない状況で平成28年度を迎えて、利用者数というのは平成28年度はかなり伸びてはおります。

実際にそれ以前、利用者数で申し上げますと平成24年度が4,983名、平成25年度が5,662名、平成28年度が4,953名ということでございますので、そういった状況からすると、市民プールが閉鎖された影響を受けての状況ではないというふうに考えております。

○中野委員　　プールのオープン期間を聞いたんですけれども、改修工事で1,489万4,000円の結構大きい費用が充てられるんですけれども、予定の工事時期はいつからいつぐらいまでになるんですか。

○子育て支援課長　　一応、工期は約3カ月ほどを見込んでおりますので、予算をお認めいただいて早々に契約等の準備に入らせていただいて、先ほど申し上げたプール開始までに改修を終えたいというふうに考えております。

○中野委員　　改修工事の内容もお願いします。

○子育て支援課長　　現存のプール、非常に塗装の剥がれ等が目立ちまして、利用者のけが等の対策のためにということで必要最小限の改修をさせていただくというふうに考えておりますが、プール槽については既設の塗装を撤去させていただいて再度塗装させていただくということと、プールサイドや通路については塩ビシートを張らせていただく改修をさせていただくという予定でございます。

○中野委員　　小さい子供さんも結構利用が多いんで、けがのないような形でよろしく願いいたします。

○野下委員　　213ページの放課後児童健全育成事業、学童保育だと思いますけれども、ここに臨時職員等の賃金というのが出ているんですが、そういう意味ではなくて、今度新しく布袋だとか古知野南とかも、あと東もありますけど、開所するわけですけど、その指導員さんですよ。そちらのほうは順調に集まってみえるか。4月からやらなくちゃいけないんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○子育て支援課長　　指導員の確保には大変苦勞しているという状況でございますが、4月、何とか確保をして実施ができる予定ということでございます。

○野下委員　　ということは、大体予定の指導員さんは来ていただいていると

いう認識しておいてよろしいですか。

○子育て支援課長 最低限必要な人員の確保に努めているという状況でございます。

○委員長 よろしいですか。これ放課後児童健全育成手数料ということで、その他財源2,895万7,000円ありますけど、ちょうど保育料が上がったところなんですけど、前年との関係ではどうなりますか。

○子育て支援課長 実際の予算ベースでの試算で、影響額ということで申し上げますと482万6,000円の増額ということでございます。

○伊藤委員 もう一点だけ、申しわけございません。

207ページの最上段の保育園の空調設備改修事業の設計費が上がっているんですけども、実際、改修工事といいますと空調設備は防衛の補助の北のほうから順番にやってみえておるという印象があって、今回、布袋西が終わってもまだ4園残るといことなんですけれども、そうした中で設計をやって工事やるもんですから2年かかるんですよ。それをやっていると、あと10年ぐらいかかるような気がする。

そうすると、10年かかると次の空調設備が、最初のやつが悪くなってくるということで、必ず毎年設計と工事が重複していくような形が私は思うんですけども、そうした中で今後の保育園の統廃合の関係もありますよね。今の公共施設統廃合の関係があって、そういうことの中で多分考えていかれるとは思いますが、空調設備の改修工事も。

それと関連して、前のページになりますと、保育園の施設工事業ということで保育室の床とか水遊び等の改修工事、この辺のところもやはり統廃合の関係で、どうしてもやってすぐまた廃止とかそういうこともまた関係してきますし、その辺のところも多分考えた中でこういう改修工事とか工事のほうをやられているとは思いますが、実際、私が聞いた中で、他市から保育園にかわってきた方が、江南市の保育園は非常にいいということを聞いています。

例えばの話、遊戯室に入る中廊下が江南市はあるんですけども、他市に行きますと中廊下がなくて、げた箱からいきなり部屋に入ってしまうと。遊戯室に行こうと思うと、一旦外に出て遊戯室に入っていないかと、そう

いう保育園もかなりあると聞いていますので、江南市の場合は全ての保育園が中廊下ということで、環境的にも非常にいいというふうにお聞きしているものですから、そうしたことでこういう改修工事をどしどしやっていただいて子育て支援に環境をよくしていただくということは非常にいいことなんですけれども、やはり公共施設の統廃合のこともありますので、そのところもしっかり考えていただいて今後進めていただきたいという要望だけです。済みません、申しわけございません。

○委員長　これは2年に1カ所ですけど、毎年と、そうすればあと4年で済むわけなんだけど。4年に1回で終わるわけですけど、何とかそういう方向で、子供たちは大変な中で生活することになるので、健康福祉部のほうからは財政担当に対して強く要望をしていく必要があると思うんだけど、どうなんですかね。こんな2年に1カ所なんていうテンポでは、今言われたように10年たっちゃうわけで。

○子育て支援課長　今の空調改修が未整備というふうにお話をさせていただいてはいるんですが、残る4園が空調機が全く設置されていないという状況ではございませんので、確かに調子が悪いということで園からの御連絡をいただくケースは最近は多くなっておりますので、今いただいた御指摘等も踏まえまして、財政当局と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、福祉課について審査を行います。

それでは、福祉課の質疑に入ります前に、この間、今認定こども園の4類型の比較についての資料と、それから先ほど階段昇降機のカatalogが資料として出ました。これを議場配付するかどうかということなんですけど、どうでしょうか。この認定こども園については必要だというふうに思いますし、Catalogのほうはどうでしょうか。これは非常にきれいでわかりやすいんですけど。

〔「配布する」と呼ぶ者あり〕

○委員長　じゃあそういうことで、配付ということをお願いします。

それでは、福祉課について、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、御説明をいたしますので、予算書及び予算説明書の18ページ、19ページの下段をお願いいたします。

福祉課所管の歳入でございます。

12款1項2目1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管の学習等供用施設使用料から、はねていただきまして21ページ、上段の在宅障害者デイサービス施設目的外使用料（駐車場）までの7項目でございます。

3枚はねていただきまして、26ページ、27ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目1節社会福祉手数料の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

1枚はねていただきまして、28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの4項目でございます。

はねていただきまして、30ページ、31ページの上段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金から生活困窮者自立相談支援事業費負担金までの10項目でございます。

同じページの中段やや下をお願いいたします。

13款2項2目1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございます。

同じページの最下段をお願いいたします。

3節生活保護費補助金の生活保護費補助金及び、はねていただきまして33ページ最上段の臨時福祉給付金等給付事務費補助金でございます。

はねていただきまして、34ページ、35ページの上段をお願いいたします。

13款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。次に、その下の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

はねていただきまして、36ページ、37ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの3項目でございます。同じページの下段をお願いいたします。3節生活保護費負担金の生活保護費負担金及び行旅死亡（病）人取扱費負担金でございます。

続きまして、その下の4節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金及び、はねていただきまして39ページ最上段の災害障害見舞金負担金でございます。

同じページの中段をお願いいたします。

14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金から戦没者援護事務費補助金までの6項目でございます。

2枚はねていただきまして、42ページ、43ページの下段をお願いいたします。

14款3項2目2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

はねていただきまして、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

14款4項1目1節生活保護費交付金の社会保障生計調査交付金でございます。

はねていただきまして、46ページ、47ページの中段をお願いいたします。

15款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、福祉課所管の学習等供用施設自動販売機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、48ページ、49ページの中段をお願いいたします。

16款1項2目1節社会福祉費寄附金の寄附金でございます。

2枚はねていただきまして、52ページ、53ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目10節電話料収入のうち、福祉課所管の電話使用料（学習等供用施設）でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページの中段をお願いいたします。

11節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利用料及び心身障害者小規模授産事業給食費徴収金でございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページの最下段をお願いいたします。

20款1項1目1節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明をいたしますので、166ページ、167ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費を178ページ、179ページにかけて掲げております。

少しはねていただきまして、188ページ、189ページの中段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費を188ページ、189ページから194ページ、195ページ上段にかけて掲げております。

少しはねていただきまして、226ページ、227ページ、最上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費を226ページ、227ページから228ページ、229ページにかけて掲げております。

はねていただきまして、230ページ、231ページの最上段をお願いいたします。

3款4項1目被災者支援費を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 いろいろなページに飛んでおりますので、よろしくお願ひします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 177ページの上段なんですけれども、障害福祉計画策定事業とその下の障害者計画策定事業、2つあります。

その備考欄には第5期障害福祉計画と、これは平成30年から平成33年、3年のローリングで多分つくられているという感じがします。下の部分に関しては策定事業ですね。障害者計画策定事業においては、平成30年から平成38年、9年ですよね。ちょっとその辺のところ、同じ計画においても3年ローリング、片方は9年で作るというところがちょっとよくわからないんですけど、その計画の違いとローリングの違いですね。その辺のところもちょっとよくわからんもんですから、説明をお願いします。

○委員長　　ちょっと私も関連して、疑問に思ったものですから、今伊藤さんが言われた障害者計画は平成30年度から平成38年度、これはそれに対して平成30年から平成32年の第5期の障害福祉計画ということで、言ってみればこの障害者計画が上位で、それに対して具体的にどう進めていくかということになると思うんですよ。それが何でそれぞれ委託料を払っていかなきゃいけないのかという点で、これ一体のものだと思うんで、委託料も一体でやるんじゃないのかなあと思ったんですけど、その辺のこともあわせてお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　森委員長が言われたように、まず下にあります障害者計画でございますが、こちらは法律の話からさせていただきますと、障害者基本法という法律に定められた計画でございます。市のほうの障害者の福祉に関する理念をうたう計画でございます。スパンも長いということで、9年のスパンで策定をさせていただきたいということです。

それから、上にあります第5期障害福祉計画、こちらのほうは障害者総合支援法に定められた計画でありまして、いわゆる障害者福祉の部門の実行計画と言われるような位置づけを持った計画でございます。各障害福祉サービスに対しまして、具体的な年度ごとの数値目標を掲げたような計画になります。

この障害者計画と今回の第5期の計画、上の障害者計画のほうは実は現在持っております計画が平成30年度まで期間があるんですけれども、今言われたように、このスタートのスパンを同一にしたほうが長期スパンでの理念の部分、それから短期のスパンでの実行計画の部分といったところがつくりやすいというところで、障害者計画のほうは1年前倒しをいたしまして平成29年度中に9年のスパンのものをつくるということでございます。

それから、過去に、これ一体作成ではないかというようなことでございます。今回のこの2つの計画につきましては、一体的に策定をしたいというふうに考えております。ただ、根拠の法が違っておる部分であるとか、そういった部分で予算を2つに分けておりますけれども、現状の分析であるとかアンケート調査であるとか、そういったところの手間を考えますと一体策定のほうがスケールメリットが出るというところもございますので、今回のこの

2つの計画については一体的に策定をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○伊藤委員　　今のはわかりました。

あと、その下の地域自殺対策事業ということで本会議でも結構細かいところまで話が出たんですけども、1点だけ確認なんですけれども、実際に県が平成29年度にこうした対策の基本を作成して、江南市が平成30年度末までに策定ということをお聞きしたんですけども、自殺対策基本計画ですね。その辺のところ、やはりこれは必ずつくらないといけないという法的なものなのか。あと進め方なんですけれども、今の段階でもう既に県もつくりかけるもんですから、本会議でもあったんですけども、庁内体制という要望ということもあったんですけども、その辺のところはどのように考えてみえるでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　もとなる法律、自殺対策基本法が改正をされまして平成28年4月1日から施行となりました。その法律の中で、この自殺対策計画といったものは都道府県及び市町村に策定義務が課せられたということでございます。

愛知県のほうが来年度、その計画を策定いたします。法律の中で、法の第13条でありますけれども、自殺対策計画の条文がございます。第2項、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとするということが、条文の定めがございますので、江南市といたしましては、平成29年度に策定をされる愛知県の計画、こちらのほうを参考にしながら平成30年度に計画策定をしていきたいということでございます。

それから策定体制について、庁内体制の御質問でございますけれども、庁内会議というものが実際に設けられておまして、自殺対策計画の策定についてはこの庁内の会議、それからほかにも市民の御意見を伺うような方法もとりながら計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○伊藤委員　　引き続き229ページの最下段、生活困窮者自立相談支援事業ということで戦略プロジェクトに上げられております。

生活保護に至る前段階の自立支援策の強化ということで、ちょっとこの辺のところがよくわからないんですけども、委託料が約900万円、実際、社会福祉協議会に委託してやられると思うんですけども、その辺の体制ですね。何人体制でやられるものなのか、どういうことをやられるのか。実際、そういう相談件数、実際にあった件数の実績とか何かというのはわかるでしょうか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 伊藤委員がおっしゃられますように、13節委託料に上げております910万7,000円ですね。こちらは社会福祉協議会にこの自立相談支援事業を委託するための費用でございます。

社会福祉協議会のほうの体制でございますけれども、現在、正規の職員が2名、それから嘱託の職員として1名という形の3人の体制で相談事業を行っておるということでございます。

それから、具体的に何をしているのかというようなことでございますけれども、相談がございましたときに、まず生活保護に至る前段階で早期に自立を図るというところで、就労の支援であるとか、それから家計の見直しであるとか、ほかに利用できるサービスはないのかとか、そういったところを幅広く相談させていただきまして、長いスパンで最終的には支援計画といったものをつくって立ち直りを支援していくというような仕事をしていただいております。

それから、実績というお話でございますが、平成27年度、相談支援事業で実績を申し上げますと、相談件数、世帯数として73世帯の御相談を受けております。それから平成28年、今年度の2月までで52件の相談を受けているということでございます。

- 伊藤委員 193ページ、この中で13節委託料なんですけれども、その中で空調設備保守点検委託料が5つあるんですけども、5. 学習等供用施設、昨年を見ますと冷暖房機保守委託料というふうに計上してあるんですよ。一括でどんと計上されて23万3,000円、今回は別々に計上されて合計80万6,000円、61万3,000円の違いがあるんですよ。同じ保守委託をやって、何で昨年と今年度がこれだけ違いがあるかというその上昇の理由がちょっとわからないもんですから、法が厳しくなったとか、何かそういうのがあるかわ

かりませんので、ちょっと教えてください。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 学習等供用施設の空調設備に関してですけれども、フロン法といいまして、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律という法律がございまして、こちらが改正をされまして平成27年の4月に改正法が施行されています。

こちらの法の定めの中で、学習等供用施設にございます空調機に関しましては、3年に1回、冷媒の漏えい検査を行わなければならないと。フロンが漏れているかどうかというのを検査しなければいけないという定めがございまして、平成27年4月からの施行で平成29年度が3年目に当たりますので、この詳細な冷媒の漏えい検査を行うというものでございます。

- 伊藤委員 そうすると、3年ごとに委託料は上がってくるということでしょうか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 この検査の委託料は3年ごとに計上をさせていただくということでございます。

- 伊藤委員 わかりました。

- 野下委員 先ほどの生活困窮者自立相談支援事業というのがあります。229ページ、ここに委託料というのは社協さんという話だったんですけど、生活保護に行く前の段階で、市の職員さんは相談を受けたときはこういう支援はされないんですか。

例えば、仕事を一緒に見つけるところに案内をすとか、あと税の関係だとか、そういうシステムというのとはとれていないんですか。来たらずぐ社協さんにお任せですか。その辺、どうなっていますか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 生活に困った方、福祉課の生活保護の相談窓口にお見えになる方は非常に多いんですけども、要するに生活収入が最低生活費を上回るとか、あとは資産を保有していらっしゃるとか、そうした条件で保護の要件には該当しないという方がたくさんお見えになります。

ただ、そこでじゃああなたは生活保護はだめですよと切ってしまうのではなくて、ほかにあなたは年金がもらえるんじゃないのとか、ほかのサービスが使えるからそのサービスを利用しなさいとかそういったこと、それ

からまず就労ということであれば、市役所にもハローワークがあるからそこからへ行ってみたらどうですかとか、そういった御案内のほうはもちろんしております。

その上で、どうしても今の状態ではこの生活が行き詰まってしまうというような状況を確認した場合には、速やかに社会福祉協議会のほうへ連絡をして、その相談をつなぐようなこともさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

- 野下委員　　そうなんですよね。さっきの答弁だと、この事業費がついているから、委託料だから社協と誤ってしてしまうんですけど、この前、野洲市に視察に行かせてもらったときに、野洲市の課がちょっとわかりませんが、福祉課の方が最後まで面倒を見ると。当然、社協さんも入るけどね。例えば、ワーキングステーションならワーキングステーションまで行って、一緒にその人とお話をしてやると。庁内で全部対応ができるようなシステムを、生活困窮者支援事業ができたことによってそういうシステムをやっておりますというような、課長さんだったか、補佐さんだったか、ずうっと立ち上げてきましたというお話も承ってきました。

今の課長さんのお話だと、ある程度できておるかもわかりませんが、本当に寄り添って、きちっと職員さんも今後もやっていただきたいなと思うんですよね。やっぱり生活保護に行く前の段階でいかに自分で自立できるかどうかということで、あなたならできますよとか、そういうことも職員も含めてそういう体制をもう一回つくり上げてほしいなと思いますので、要望です。よろしくお願ひしたいと思います。

- 中野委員　　227ページの生活保護事業についてですけれども、伊藤委員とか野下委員にちょっと関係するんですけれども、先ほど補正予算のほうで生活保護事業で推移をお聞きしたんですけれども、今回の予算でも10億を超えるような大きな予算になってきていますけれども、今後どんどんふえていくと思うんですけど、高齢者の世帯数はどんどんふえていっているんでなかなか難しいという部分もあるとは思いますが、中には自活できるような方もお見えだと思いますが、そういった取り組みというのは江南市としては何かやっているのか、お尋ねいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護を受給してみえる方の中で、就労が可能な方のために就労支援を行っております。専門のハローワークのOBですけれども、嘱託員を1人配置しております、定期的に就労の指導とか状況確認、それから一緒に本庁舎内のハローワークのところまでついて行って、職探しのお手伝いをするというようなこともしております。

実際にその実績を申し上げたいと思いますが、まず平成27年度の就労支援事業の実績でございますけれども、相談を受けていらっしゃる対象者数が44名お見えになります。その中で就労中の方が10名、ただ就労中ではありますけどまだ自立生活には至らない方が10名でございます。それから、就労によって保護を廃止となった方、自立をされた方、こちらが2名お見えになります。

それから、さかのぼっていきますと、平成26年度につきましては対象者数が49名お見えになった中で、就労中の方が14名、それから就労によって保護廃止となった方が4名お見えになるということでございます。

中野委員がおっしゃられたように、高齢者世帯がふえてきております。なかなか就労による自立といったものも難しい状況にはなってきておりますけれども、今後も就労が可能な世帯につきましては一緒に就労の支援といったものもしっかりやっていきたいと思っております。

○伊藤委員　関連して質問するんですけれども、こんなこと聞いていいかわからないので申しわけないんですけど、実際、生活保護といいますと、本当は生活保護を受けなくてもいい方が不正に申請してきて生活保護を受けていると。後から発覚して取り消すという場合もあると思うんですけれども、その辺のデータの的なものというのはお持ちでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　不正受給というお話がございます。

大変問題がありまして、他市町では本当に問題になっているような事例もございます。不正受給に関しましては、生活保護法の中できちんと定められております。生活保護法の78条でございますけれども、虚偽の申告を行って保護を受給した場合については、その保護費を返還させるというような条文でございます。

江南市の場合に、完全な不正受給と言われるような事例は今のところござ

いませんけれども、ただ就労収入であるとか年金収入を普通ですと収入申告をしていただいて、その分を保護費から引くような形にさせていただいておるんですけれども、その収入の未申告によりまして余分に保護費をもらっていたというような事態であるとか、それからほかにも手当とか保険関係の還付金なんかが出たものを黙っていたとか、そういったところでこの78条に関連する徴収金というものが発生をしております。

具体的に平成28年で申し上げますと、平成28年現在までで38人の方に徴収金をお願いしておると。金額にいたしまして約374万円の徴収金が発生しておるといことでございます。

○委員長 1つだけ、予算説明のときにもちょっとありました草井学供などでの自動販売機ですけど、自動販売機の設置工事費で草井学供ほか4カ所でこの場所を教えてほしいんですけど、いわゆるほかだと目的外使用料をもらって他のあれがつけるわけですけど、これは直接江南市が設置して、江南市の収入になるということではないですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 草井学供ほかの4カ所の自動販売機設置工事費でございますけれども、これは直営の5学供ですね。草井のほかには宮田、それから古知野北部、それから布袋北部、布袋南部、直営の5学供に自動販売機を設置いたしまして、その販売機収入をもとにWi-Fiを整備したいと考えております。施設内で使っていただく無線LANですね。そちらを整備したいと考えております。

計上させていただいております設置工事費といいますのは、学供は屋内に自動販売機を設置するようなスペースが非常に少ないものですから、屋外に自動販売機を設置いたしまして、それでWi-Fiを整備していきたいということで、この計上しております工事費といいますのは、学供の建物から屋外へ電源を引っ張るための工事でございます。そこから以降、自動販売機の設置に関しましては業者のほうで設置をするというような形になりまして、目的外使用というお話がございましたが、15款の財産貸付の収入というところで、自動販売機の各学供5台分の収入を計上させていただいております。

○委員長 そうすると、目的外使用料をもらっておいて、この売り上げも江

南市に入る。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 売り上げは自動販売機の設置業者のほうに入ります。

○野下委員 予算説明会のときに聞いた僕の場合と違っておったんですけど、自動販売機の工事費のところは何かWi-Fiの整備付きの自動販売機というふうに聞いた記憶があるんですけど、そうですね、皆さん、多分。

今、話を聞くと違いますよね。自動販売機にそんな整備ついておるんですか、そもそも。新種ですか、これ。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 Wi-Fiの整備つきでございますが、Wi-Fiのアンテナ自体が自動販売機についているのではなくて、無線でインターネットとやりとりをする機械を1台、その業者が設置をしてくれるということでございますので、この機械については屋内に設置をするということでございます。

○委員長 自動販売機は外だけど、そのWi-Fiの関係の機器が中に入る。それで、それは5つの学供全部にそうやってつくということなんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 そのとおりでございます。

○野下委員 ということは、自動販売機とWi-Fiを飛ばす機械と、これはたまたま今回セットになったということなんですかね。セットにしなくていけない自動販売機なんですか。その辺はどうなんですか、よくわからん。

○委員長 ちょっと休憩します。

午後2時05分 休 憩

午後2時10分 開 議

○委員長 再開をいたします。

福祉課について、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、健康づくり課所管について説明をさせていただきます。

初めに、歳入から申し上げます。

予算書の26、27ページ、中段をお願いいたします。

12款2項3目1節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入以下3項目でございます。

次に、少しはねていただきまして30、31ページ、中段をお願いいたします。

13款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、少しはねていただきまして34、35ページ、中段でございます。

13款4項3目1節保健衛生費交付金の子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、38、39ページをお願いいたします。38、39ページ、上段になります。

14款1項2目1節保健衛生費負担金の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、40、41ページをお願いいたします。

中段の14款2項3目1節保健衛生費補助金の健康増進事業費補助金、以下健康づくり課所管は4項目でございます。

少し飛ばしまして、次に52、53ページをお願いいたします。52、53ページ、中段でございます。

19款5項2目6節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、はねていただき55ページの説明欄をお願いいたします。

55ページ説明欄、中段やや下でございます健康づくり課所管の11節雑入でございます。養育医療給付費負担金、以下3項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

232、233ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費でございます。こちらの232ページ以降247ページまで、保健センター維持管理事業までの合計15事務事業となっております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　237ページの中段のこうなん健康マイレージ事業ということで、本会議でも出たんですけれども、利用される市民の方がだんだんふえていって、平成27年が170人、平成28年が269人ということでだんだんふえていって、今回変更されて年齢制限を撤廃されたとか何かポイント制度がどうの、いろいろあったんですけど、もう一度整理して簡単にちょっと説明してもらえませんか。申しわけございません。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　変更点の説明を申し上げます。

まず対象者につきましては、今年度まで18歳以上の市民の方という対象者の設定をしておりましたが、来年度から市内在住者及び在勤者としまして、年齢についての条件は撤廃をいたしました。

次に、今検討しておるところでは、実施期間でございますが、平成27年、平成28年のこの2年間につきましては1年ごとに実施期間を区切り、年度で集計をしておりました。それを年度を継続して実施していただくように、来年度からは5月をスタートとしまして、そのまま次年度に引き継ぐというような継続事業にしていきたいというふうに考えております。

継続にすることによって、その年度にためたポイントが40ポイントに至らなかった分について、今まではそれについては次年度加算をされないということでしたが、継続していくことによって加算もできるということになりました。また、実施期間以外の期間の取り組みについても、ポイントとしてつけていくことができるということで、取り組みに途切れなく継続して取り組んでいただける効果があるというふうに考えております。以上です。

○伊藤委員　　あと記念品なんですけれども、記念品は今回も同じような記念品になるか、また記念品は変えられるものなのかをちょっと教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　記念品につきましては、年度ごとに新しいものに変えてお渡しできるように準備をする予定でございます。

それは毎年同じ方が継続して取り組まれていかれる場合も多いことから、同じものが毎年いただけるということでは、やはり意欲の低下ということにも影響するのではないかという懸念もございますので、新しいものでお渡し

したいというふうに考えております。

○伊藤委員 どういったものを今検討されているのでしょうか。

○健康づくり課副主幹（長谷川） 来年度につきましては、まだ現在検討中ではございますが、今年度非常に好評でしたLEDライトに関連するものを検討しております。

○伊藤委員 あと2点あるんですけれども、その下の健康日本21こうなん計画事業、評価事業とあるんですけれども、戦略プロジェクトということで中間評価の報告書を作成ということでアンケート調査をするんですけれども、実際300万円弱の委託料がかかっています。

実際、これ中間評価をするというのが、例えばの話、これを多分また次の事業評価に生かしていくためのアンケートだと私は思うんですけれども、その辺のところをこれ義務化なのか、実際江南市が独自にこういう中間報告をしているのかと、その辺のところをちょっと教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 この健康日本21こうなん南計画の上位計画には、県の計画及び国の計画がございます。それに基づいて、江南市においても計画を策定している状況でありまして、県につきましても来年度、中間評価するというので伺っておりますので、江南市独自ではなく、国・県及び市が努力して実施しているものでございます。

○伊藤委員 わかりました。

あと1点だけ、いいですか。245ページの中段よりやや下なんですけれども、地域医療推進支援事業という中で、第2次救急医療対策費補助金とあるんですけれども、実際、江南厚生病院、犬山中央、さくら総合病院と補助金がいろいろ出しているんですけれども、救急2次医療圏といいますと江南市と扶桑町、大口町、犬山市、岩倉市、3市2町という形になるんですけれども、実際、江南市だけでいいますと救急搬送はほとんど江南厚生病院が9割方を占めているんですよ。

そうすると、江南市にとってみると、犬山中央とかさくら病院が補助金が多くて江南厚生病院がちょっと少ないというようなイメージを持つんですけれども、その辺のところを算出された根拠というのをちょっと教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの第2次救急医療対策費補助金といいますのは総額がございまして、その分の江南市分として予算のほうに上げさせていただいている状況でございます。

総額を3市2町で案分しまして、計算式の上で算定をしているものでございまして、その算定の内訳としましては、まずそれぞれ医療機関別の補助金を固定額と救急医療の輪番日数分によって積算をしまして、全体のそれぞれ病院分の補助金額が決定されております。それに加え、市におきましては平等割が3割、人口割が35%、搬送実績割が35%という案分の計算式によって割り当てを決めさせていただいた結果、こちらの予算どおりの金額とさせていただいたという状況でございます。

○伊藤委員　搬送実績割が35%ということやな。実際この算定の仕方がいろいろあると思うんですけど、人口割がちょっと多いような気がするんですけども、搬送の実績の割合をふやすような話というのは出ないでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　この案分割合につきましては、ここ数年、同様の割合でさせていただいているところでありまして、この金額、この算定基準を救急医療対策委員会という3市2町あわせた首長及び担当の関係医療機関の長等で構成しておりますそのような機関におきまして了承させていただいた上で、継続的にこの計算式で案分させていただいているという状況で、今のところは見直しが必要というような意見は出ておりません。

○伊藤委員　私は個人的には、何か非常に理不尽じゃないんですけども、江南市にとってみてはやはり犬山中央とさくら病院の救急はほとんど搬送していませんので、何かちょっとおかしいような気がするんですけども、搬送割のほうを江南市としてはもう少しパーセンテージを上げていただくような形でお願いしたいような、あくまで要望なんですけどね。そういうふうな要望しておきます。以上です。

○野下委員　241ページの犬と猫の避妊等手術費補助金というのがついています。これはどういうときにこの補助金をつくんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　基本的に、この犬猫の避妊等手術費補助金は飼い犬、飼い猫の手術費に関して補助をさせていただくというものでございます。

○野下委員　　今、飼い犬、飼い猫とありましたけれども、本議会で牧野さんも言ってみえたと思うんですけど、地域猫とありますね。この地域猫の取り組みについては該当するというふうに思うんですが、その点どうなんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　ただいまお話しさせていただいたように、現在のところ要綱につきましては飼い犬、飼い猫という条件がございます。

ただし、経年的に見てまいりますと、犬の避妊手術よりも猫の避妊等の手術費の割合のほうが上がってきているという実情がございまして、保健センターにも地域猫、それから野良猫と言ってはあれですけども、猫に餌を与えてかわいがってみえるというような方の相談とかもふえておりまして、この近隣でも県が地域猫活動という活動を推進している状況もございまして、地域猫の団体さんが実施する避妊等の手術費に対する補助を実施しているというところもあるというような状況は把握しておりますが、まだ江南市におきましてはそのような団体さんの活動が十分に実績を積んできていないという状況もございまして、そのあたりは今、地方創生推進課のほうからNPOのボランティア団体としてお認めいただいている団体が江南市にもあるという状況は把握をしておりますので、そこの活動状況を見ながら、行く行くは地域猫活動に対する補助金というものも念頭に置いて考えていかないといけないなというふうには考えているところでございます。

○野下委員　　犬とか猫が、特に猫なんだろうけど、野放しになっていてどんどんふえていってしまうというお話も聞いていますので、今課長さんがおっしゃったような形の補助の対象も少し広げていただいて、これ当初予算ですから、もし不足の場合は補正等で今後考えていただきたいと要望しておきます。

もう一点、いいでしょうか。

235ページと237ページ、熱中症対策という言葉が出ています。本当、毎年暑くなりまして、さっきの伊藤さんじゃないですけど、熱中症で救急搬送される方が結構多いと、高齢者は特にね。そういう形の中で、この熱中症に対する予防がまず大事かと思うんですね。この事業がどういう内容になってい

るのか、教えてください。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 熱中症対策としましては、高齢者部門については高齢者生きがい課、それから子育て部門、それから一般に関しては健康づくり課のほうで市民の方への周知等の活動をさせていただいているという状況でございます。

特に、健康づくり課におきましてはクールステーション事業という事業を実施しております、それに関しましてはコンビニの御協力をいただいたり、あと地元の商店等の方にも御協力いただくように協力店の募集を広報等呼びかけて、実施期間を拡大していくような取り組みはしております。例年、7月から9月を実施期間として実施しております、来年度、平成29年度におきましても同様に実施していく予定でございます。

- 野下委員 237ページの上から3行目、熱中症対策事業用で、これ印刷製本費に入るのかわかりませんが10万4,000円というのがありますね。

これはどういう事業がちょっと教えてもらっていいですか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 この印刷製本費につきましては、チラシの印刷代が該当いたします。

特定健診、後期高齢者健診の実施対象者に個別通知をする際に同封させていただいたり、保健センター等の窓口はこのチラシを置いて周知するという事で利用しております。

- 野下委員 はい、わかりました。

- 委員長 よろしいでしょうか。

1つ、233ページ、子宮がん検診2,121人とあるんですけども、かなりいろいろ今事故があって自粛しているんじゃないかなあと思ったんだけど、どういう経過になっていますか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 子宮頸がん関係の自粛というのは予防接種事業、子宮頸がんワクチンの予防接種を接種したことによって体調の不調を訴えてみえるという事例が定期予防接種に位置づけた年度にございましたので、ただいま積極的な接種勧奨は江南市としてもしていないという状況でございます。

こちらに上げさせていただいている233ページは、検診でございますので、

20歳以上の方の子宮がん検診、細胞診の検査に該当するものでございます。

○委員長 はい、わかりました。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、健康づくり課についてはこれで質疑を終結いたします。

続いて、保険年金課について審査をいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 31 分 休 憩

午後 2 時 41 分 開 議

○委員長 それでは、皆さんおそろいですので、再開をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課の所管事項に属する歳入歳出について御説明いたします。

歳入でございます。

予算書の28ページ、29ページをお願いいたします。

13款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金のうち、説明欄、下段の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次に、34、35ページをお願いいたします。

上段、13款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金のうち、説明欄、下段にございます基礎年金等事務費委託金と協力連携事務費委託金でございます。

36、37ページをお願いいたします。

14款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金のうち、説明欄、下段にございます国民健康保険基盤安定負担金と後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。

38、39ページをお願いいたします。

14款 2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金であります、説明欄、下段にございます後期高齢者福祉医療費補助金初め6件でございます。

40、41ページをお願いいたします。

41ページ上段にございます2節児童福祉費補助金のうち、母子・父子家庭医療費補助金初め4件でございます。

48、49ページをお願いいたします。

中段、17款1項1目1節特別会計繰入金のうち、後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

52、53ページをお願いいたします。

19款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金にあります高額療養費等徴収金でございます。

54、55ページをお願いいたします。

19款5項2目11節雑入のうち、下段にあります後期高齢者健康診査委託費と後期高齢者医療制度特別対策補助金でございます。

次に、歳出でございます。

180、181ページをお願いいたします。

3款1項3目社会保障費で、181ページ、説明欄の人件費等から188ページ、189ページの年金相談事業まで15事業でございます。

少し飛びまして、222ページ、223ページをお願いいたします。

中段、3款2項2目医療助成費で、223ページ、説明欄の福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業でございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　187ページの下段のほうになるんですけども、後期高齢者人間ドック助成事業です。

この中で戦略プロジェクト事業ということで、新しい事業ということで実際このドックを受けられる病院施設、例えば江南厚生病院はいいんですけども、そのほかの施設がどれだけあるのとか、後は今回、人間ドックは大体わかるんですけども、脳検査といいますとMRI検査なんですか。ちょっとこの辺のところはわからないもんですから、教えてください。

○保険年金課長　平成28年度から後期高齢の方の人間ドックを開始するに当たりまして、病院の受け入れ可能件数と医療機関への距離等を考慮し、平成クリニックを追加しております。

今回、今年度受診できる医療機関といたしましては、江南厚生病院、伊藤整形、平成クリニックで受診できます。また、他の医療機関におきましても、同じ基準で受診できることなどの条件を満たせばと考えております。

また、脳検査につきましては、人間ドックのオプションとして追加受診するものでございまして、その検査項目は問診、診察、MRIと呼ばれます磁気共鳴断層撮影、MRAと呼ばれます磁気共鳴血管撮影、頸動脈超音波検査となります。

○伊藤委員　この人数が出ているんですけれども、500人と200人と。これ実績からぼっていったものなのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○保険年金課長　今年度の実績でございまして、人間ドックにつきましては当初で175名、追加で28名、合わせまして203名、脳検査につきましては当初で97名、追加で17名、合わせまして114名の方の申し込みがございました。

ドックは500名、それから脳検査につきましては200名で予算を組みましたけれども、約半数にとどまりました。

初年度ということで、周知等が行き届かなかった部分も考えられますので、繰り返し実施をしながら周知を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、平成29年度につきましても今年度と同数で予算編成をいたしております。

○伊藤委員　223ページです。中段のやや下あたりで子ども医療費助成事業というのがあるんですけれども、実際、プロジェクト事業ということで平成28年度から中学生まで全額助成ということなんですけれども、その前は当然、中学生は全額支給じゃなかったんですけれども、平成27年度と平成28年度の件数と金額の差ですね。それがわかれば教えてください。

例えば、受診件数と、実際どれだけ高くなったかというその差額なんですけど、わかればです。

○保険年金課長　受診件数につきましては、増加率で説明させていただきたいと思いますが、子ども医療費の通院医療費の助成につきましては、平成27年度は小学校4年生から中学生は3分の2助成で実施いたしまして、今年度からは全額助成になったものでございますが、平成27年度決算におき

ましては小学校4年生から6年生の通院医療費は3,920万円、中学生は2,340万円でした。

今年度の決算見込みでございますけれども、小学校4年生から6年生の通院医療費は7,010万円、中学生は5,870万円と見込んでおります。

また、受診件数でございますけれども、小学校4年生から6年生につきましては15.4%の増加、医療費ベースでございますと、平成27年度の3分の2助成の決算額に単純にその2分の3を乗じた金額で考えますと19.1%多くなっております。中学生につきましては、受診件数は35.6%増、医療費で申しますと2倍強になっております。

全額助成になりましたことで、医療機関にかかりやすくなったことと、償還払いの申請に全員の方にお越しいただいていなかったというふうに推測しております。

○伊藤委員 平成29年度の予算というのは、その伸び率を考えて計上してあるわけですか。

○保険年金課長 平成29年度の予算につきましては、平成28年度の実績でございますけれども、2カ月後に医療費の請求がありますことから、まだ1年を経過しておりませんけれども、それを踏まえまして小学校4年生から6年生につきましては2,100円掛ける4万件で8,400万円、中学生につきましては2,200円掛ける3万1,500件で6,930万円として積算しております。

○委員長 この戦略プロジェクトの説明欄が、小学校4年生から中学生の通院医療費を全額助成というのは、去年はこの文章でよかったのかもしれないんですけど、ことし平成29年度は、だからこういうことではなくて、江南市としては、県が就学前ですから、小学校1年生から中学生までの入・通院医療費全額助成とか、何かちょっと一瞬悩んだ、これ見たときに。3年生まで県が持っていたかなあとか思って。ちょっと考えてください。

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 183ページの繰出金の件ですけど、先ほどの補正予算のときに一般財源からの繰出金ということで、国保財政支援分ということで出ておりますけれども、この中で江南市が負担をする分について、財政措置がされてい

るかどうかということについてちょっと説明をしていただきたいと思いますけど、交付税措置がとられていると思うんですけども、このうち国保財政支援分の内訳と、その中で財政措置がされている分と、御説明いただきたいんですけど。国保会計で聞いたほうがいいですかね。

○保険年金課長 国保財政安定化支援事業につきましては、法定繰入金ということでございまして、このうち全額地方交付税の充用額として算入されるものでございます。

○委員長 全額が交付税措置ということでよかったですか。

○保険年金課長 はい、さようでございます。

○委員長 それの何%かという、何割分かということになるんですね。この1億1,553万円に対して、全額が交付税措置ということでいいですか。

○保険年金課長 その他一般会計繰出分の国保財政支援分のことでございましょうか。

○委員長 はい。違うね、失礼しました。質問の仕方が悪かった。

国保財政安定化支援事業繰出金、これですね。2,652万9,000円。

○保険年金課長 はい、そちらの話でございます。

○委員長 これが全額財政措置、はい、わかりました。

ほかはよかったですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて教育委員会事務局、教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長兼少年センター所長 教育課の歳入歳出予算について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

予算書の22、23ページの最下段をお願いいたします。

12款1項7目1節小学校使用料。

1枚はねていただきまして、24ページ、25ページ上段をお願いいたします。

2節中学校使用料、最下段の4節保健体育使用料のうち、上段にございます教育課分で、学校給食センター目的外使用料、電柱ほか1件でございます。

続いて、少し飛びますが32ページ、33ページ、上段をお願いいたします。

13款2項4目1節教育総務費補助金、その下、2節小学校費補助金、その下、3節中学校費補助金でございます。

続いて、また少し飛びますが、42ページ、43ページの上段をお願いいたします。

14款2項7目1節教育総務費補助金。

1枚はねていただきまして、44ページ、45ページ上段をお願いいたします。

14款3項6目1節教育総務費委託金。

またはねていただきまして、46ページ、47ページの下段をお願いいたします。

15款1項2目1節利子及び配当金のうち、下段にあります教育課分で、江南市横田教育文化事業基金利子ほか1件でございます。

はねていただきまして、48ページ、49ページの下段をお願いいたします。

17款2項1目1節基金繰入金のうち、下段にございます教育課分で、江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか2件でございます。

続いて、52ページ、53ページ下段をお願いいたします。

19款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金、その下、10節電話料収入のうち、下段にございます教育課分で、学校施設の電話使用料でございます。

56ページ、57ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入のうち、中段やや下でございますが、教育課分で、小学生平和教育研修派遣事業費負担金ほか4件でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

しばらく飛びますが、366ページ、367ページをお願いいたします。

最上段の10款1項1目教育支援費から410ページ、411ページの10款3項1目中学校費まででございます。最後が中学校費となっております。

また少し飛んでいただきまして、442ページ、443ページ、中段をお願いいたします。442ページ、443ページの中段から448ページ、449ページまでの10款5項2目学校給食費でございます。

続きまして、別冊になりますが、平成29年度当初予算説明資料をごらんく

でございますようお願いいたします。

別冊の当初予算説明資料の45ページをお願いいたします。

スクールソーシャルワーカー配置事業について掲載をしております。

1枚はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

小学生平和教育研修派遣事業について掲載をしております。

隣のページ、47ページをお願いいたします。

情報教育推進事業について掲載をしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　389ページの最上段、学級満足度調査です。これは中学校のほうにも410ページにあるんですけども、同じことなんですけれども、対象は聞いたんですけども、実際何人の方にやられるのか。あと両方合わせると400万円以上かかりますので、これってよくわからないんですけども、多分この調査をして、その結果によって不登校やいじめの防止というそっちにつながるためにアンケートをして、それに活かしていくわけですよ。

そうしていくことで、満足度調査というのは江南市独自の施策ということでプロジェクト事業に多分上がっているんですよ。そういった形でこの統計によって生かすということで、例えばそういう協議会とか何かがあって、この調査をした結果を生かして、それを検討して次に不登校やいじめに活かしていくと、そういう流れだと思えるんですけども、その辺の流れをちょっと教えてほしいんですけど。

○教育課長兼少年センター所長　　学級満足度調査というのが、株式会社図書文化社というところが作成をいたしまして、そこから購入をいたしております。

こちらについては、各学校での実施をしております。各学校に実施時期が多少まちまちのところがございますけれど、大体6月から7月に第1回目、2回目は11月から12月の下旬ぐらいにしておりますので、質問としては、以前

にも一般質問で出たことがございましたが、例えば、クラスの人たちがあなたに声をかけたり親切にしてくれたりしますかだとか、あなたのクラスは明るく楽しい感じがしますかというような質問が何項目かございます。こういった質問に対して、児童・生徒が答えていくわけでございますけれど、これをコンピューター処理いたします。

コンピューター処理をしまして、先ほど委員が言われましたような学校のいじめであるだとか、学校の明るい学級づくりができていくかどうかというような傾向が見えてきますので、そういった内容の傾向を学級運営、学校運営に生かしていくというようなものでございます。ですので、協議会というのは特にございませんでして、こういった調査を各学校でやっているものでございます。

○伊藤委員　わかりました。

そうしますと、実際マーク式でやって、業者の方がアンケートをとって集計して出してくるという委託のようなものですから、それを生かしていくということなんですけど、そういう業者というのは入札とか何かやると思うんですけども、業者は何社でやるわけですか。

○教育課長兼少年センター所長　先ほどもちょっと業者については言いましたが、作成した業者が株式会社図書文化社というところでございますが、実際、これを販売する業者というのが小学校、中学校それぞれ別なんですけど、販売権というのが小学校1社、中学校1社となっております、1社の随意契約となっております。

○伊藤委員　あと生徒数なんですけど、小学校とか中学校、何人の方が対象になるんですか。

○教育課長兼少年センター所長　今回お願いしてございますのは、小学校は3年生から6年生までで、予算上の人数でございますけれど3,950人、中学生は1年生から3年生までで3,100人を予定しております。

○教育長　少し補足させていただきますが、学級満足度調査ということですので、いじめに特化した調査ではなくて、その子が学級の中で存在感があるのかどうか、どう思っているのかということ調査した上で、学級担任がその分析によって、この子に今後どういうふうな配慮をしていったらいいのか、

それぞれの役割が十分にその子に伝わっているのかどうかとか、そういうことを含めて学級経営、学級づくりに生かしていくというのが根本でありまして、その中には当然いじめに関するような内容も少し含まれてはいますけれども、それに特化したものではありません。

あくまでも学級づくりをどうしていくか、そしてその傾向の中でこの子にはどういう配慮が必要なのか、どういうことを今後この子に対応していったらいいのかというようなことを学級担任が把握し、先ほど課長が言いましたように6月ごろに1回目の調査をし分析した中で、こういう対応をしていかなきゃいけないなあということを実際実践し、11月ごろにもう一度調査をし、その傾向が変わってきたというようなことを一つの研究の材料にしていく、そういうものだということをお伝えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長　　これ、15校全部でやりますね。

○教育長　　はい、そうです。

○伊藤委員　　391ページの下段のほうなんですけれども、情報教育推進事業、これも本会議でたくさん質問が出て大体わかったんですけれども、前のパソコンと今回のタブレットということで、5年のリースということなんですけれども、前のパソコンと今回のタブレットの5年間に当たってのどのぐらい差額が、増額されたのかという5年の合計でいいんですけど、これをまず教えてください。

○教育課長兼少年センター所長　　従来のコンピュータールームに配置してありました既に当然契約済みのものですが、1年間で2,242万4,220円、これは1年間の既存のコンピュータールームの契約額になっています。

新たに今後予定しております部分につきましては、これはまだあくまで予算上の概算ではございますけれど、年間でコンピュータールーム分だけまず申し上げますと3,885万2,304円で、これに今回の戦略プロジェクトで各先生方に配置をいたしますタブレット、この金額が年間で2,470万8,336円。コンピューター教室とタブレットの合計をいたしますと6,356万640円、これが新たに配置されますコンピュータールームとタブレットの合算の1年間の金額でございます。

最初に申しあげました金額は、これに6年、掛ける6をしていただくということと、後に申しました金額につきましては掛ける5をしていただいた金額がそれぞれの6年間、5年間の総額となります。

- 委員長 リース代という意味だね。
- 教育課長兼少年センター所長 リースです。
- 伊藤委員 わかりました。非常に高くなるということがわかって、今回、教師用の授業用として各学校に導入ということなんですけれども、本会議の中で質問された議員さんが、現場の意見、市の施策というプラスということを言われたんですけれども、実際、教育現場から出た要望というのが多分一番多いと思うんですけれども、教師用として導入されて一番多分教師さんの負担がこれを導入したことによって軽減されるということもありますし、一番何を聞きたいかといいますと、教育長さんのこの導入された思いをもう一度ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。
- 教育長 まずはコンピュータールームのほうも、これまではデスクトップ型ですね。要するに固定したものでありました。これは情報教育として機能を勉強するという意味合いが非常に強かったわけでありましてけれども、今回、そこをタブレットにしました。タブレット型パソコン、要するに取り外しができる形のものにさせていただく。

それは一つの方策としては、各学級の子供たちにも持ち運びによって教室でも活用ができるのではないかという考え方がそこにはあります。40台ですから全部の授業で使えるわけではありませんけれども、時にはその40台を全部各教室で使うことも可能でしょうし、10台だけ持ち運んで行って教室で使うことも可能だという応用ができるという考え方もありました。

それからもう一つ、各教室に授業用として教師用のタブレットを導入することによって授業改善が図れるというふうに考えました。これまでパソコンが、そういうものがなければ、例えばあそこにポスターがありますけれども、拡大をして資料呈示するというようなことをして授業の工夫をしていましたけれども、タブレットを使用すればそうしたものはプロジェクターを通してすぐ投影ができる。あるいは、子供たちの作品があれば、それをカメラで映像に映して、そしてすぐ授業の場面で投影できる。資料呈示というのは非常

に大きな役割を果たせるのではないかなあと。

もちろんNHK等々の教育放送を、インターネット環境を整えることによってそれがすぐ資料として目から受けられることもあるだろうということで、これからどんな方法があるかは十分に研究をしていかなければならないと思っていますけれども、まずはそういう環境整備を整えることによって授業改善が図れるという意図で、今回の戦略プロジェクトに上げさせていただいたと、こういうことをございますのでよろしく願いをいたします。

○伊藤委員 わかりました。

あと本会議でも出たんですけれども、体育館への無線LANですね。その辺のところの答弁があったんですけれども、配線工事が必要なために今回は実施しないという話であったんですけれども、将来はどうなんでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長 今回、整備はいたしませんでしたが、将来については、今のところ教育課としては、設置していくか、設置していかないかというのはまだ決めてございません。

○河合委員 関連で、幾らぐらいかかりますか。例えば、体育館にそれを引っ張ったら、試算もしていないですか。

○教育課長兼少年センター所長 試算はしてございません。

工事の内容としましては、まず線が来ておらないもんですから、有線を校舎のほうから引っ張って行って、そこに無線の機器をつなげるというところになります。線を引っ張ってくるところが大半の金額になってくるかと思いますが、金額については承知しておりません。

○河合委員 一度試算だけしていただいけませんか、実際にどれぐらいかかるか、小・中学校。それによってまた決めればいい話だもんで。

○教育部長 今回、体育館という話で本会議でも出た話なんですけど、今回のタブレットの導入というのは、あくまでも授業としてどういうふうに使えるかということで検討しました。

その中で、できるだけ経費のほうも落としていこうということでやった中で、体育館でもしタブレットを使うのであれば、それは無線LANは必要ないだろうという判断で、特に無線の工事費というのも積算しなかったと。授業に特化して、タブレットを導入ということで検討したものでございます。

体育館に無線LANという話になりますと、防災の関係になってくると思いますので、それは担当のほうとこれからの方針とか、その辺のところは防災のほうと協議しながら積算のほうもしていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長　　これ、戦略プロジェクトで財源が何も書いてない、一般財源ということなんですけど、交付税措置がされますよね、これについては。

○教育課長兼少年センター所長　　交付税措置されます。

○委員長　　どのくらい、100%とか。

○教育課長兼少年センター所長　　金額は、申しわけありません。ちょっと承知しておりませんが、財政に聞いたところでは、金額としては、今既存のO Aルームの整備費には満たっていないような金額しか交付税措置はされていないということです。

○委員長　　それと、議案質疑のときにあった情報教育担当教員とか、要するに先生の支援ですよ。得意な先生もいれば、苦手な先生もいるわけなので、その辺の体制はどういうふうにしていくんですか。

○教育課長兼少年センター所長　　こちらにつきましては、まず機械の操作につきましては、以前、答弁にもございましたけれど、まず業者が入って基本的なタブレットの使い方というのは業者からの説明があります。

授業支援につきましては、先ほどお話が出ましたが、情報教育担当部会の先生方が既に実施しております例えばデータでありますとかノウハウでありますとか、そういったことをそれぞれの学校で広めていっていただく。情報につきましては、学校間で情報を共有しながら、その部会を通して広めていっていただくというふうに思っております。

○委員長　　各学校に1人は見えるということですね。

○教育課長兼少年センター所長　　はい、そうです。

○野下委員　　関連でお尋ねします。

予算書の資料を見ますと、導入のいきさつについては、江南市の教育に関する大綱の中でもICT環境の整備を上げていると書いてあります。この大綱というのは、多分、市長さんが教育のこういうふうにしていきたいというものだと思いますので、教育長さん、市長さんの考えでもあるとまず考えて

よろしいんですか。

○教育長 そのとおりでございます。

先ほど、伊藤委員さんのほうからありましたように、要望としては先ほどの情報教育部会等々から、やはりこれからの時代そういう情報機器を活用した授業改善が必要なんだという要望はもちろん出ていましたが、それとあわせて、教育大綱において市長さんからもそういう考え方があるということでございますので、2つの考え方が一致したということで今回の当初予算に上げさせていただいたということでございます。

○野下委員 ありがとうございます。

それから、ちょっと頭の中で想像してみるんですけど、先ほど教育長さんが各教室でも活用できると。資料もできるだろうし、いろんな放送もできるだろうし、絵も見せられるということをおっしゃっていて、この説明書の中にあると、プロジェクター等を配置すると書いてあるんですね。

例えば、そのタブレットだけを見ている場合はいいんでしょうけど、それを何かに映すという場合ですね。これはプロジェクターだけですか。50インチとかのテレビもありますけど、その辺はどう活用されるんでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長 今回整備させていただきますのは、プロジェクターでございます。学校によっては、これまで既に大型テレビを整備しているところもございますので、そういった整備しているものについては引き続き活用していただくということでございます。

プロジェクターを整備するに当たりまして、当然、スクリーンも必要になってきますので、スクリーンもあわせて整備をしております。

○野下委員 50インチのテレビなんですけど、例えば映そうとしたときに授業が重なったときとか、ある場があったときに、50インチのテレビというのはそう台数がないと思うんですよ。各棟に1個かわからないですけど、それだけで足りませんか。それをもうちょっと補充するという考えはないですか。

○教育課長兼少年センター所長 先ほどプロジェクターと大型テレビの話をしましたけど、既に野下委員さんが言われていましたように、学校によっては数台大型テレビが配置されております。

配置されております分に加えて、各教室に必ず大型テレビかプロジェクタ

一が設置できるようにプロジェクターを追加して購入していくという計画で
ございます。

○野下委員　　ですから、両方使えれば支障なくいけるということで考えてお
ってよろしいですね。

○教育課長兼少年センター所長　　両方というよりは、どちらか一方が教室で
配置されるということになります。

○野下委員　　じゃあ、もう一点だけお聞きします。

小学校では特別支援学級がありますね。特別支援学級についてのこのシス
テム、タブレットを行うということはどのように考えていらっしゃるんですか。

○教育課長兼少年センター所長　　特別支援学級につきましても、タブレット
とプロジェクターを配置していく予定でございます。活用して授業に取り組
んでいただけたらと思っております。

○東猴委員　　タブレット、教育を与える側のサイドに重きを今は置いておら
れると思いますけれども、今後多分、受け手、生徒さんたちというのもこん
な紙に書いてというんじゃなくてそのまま書き込めて紙にできますよね。

今後、生徒さんの側へのタブレット配付というのは、今はちょっと難しい
と思うんですけれども、何か展開は考えておられるんでしょうか。

○委員長　　現在は、この40台は確保するんだよね。それ以上ということだね。

○教育長　　先ほど申しましたように、考え方によっては子供たちもタブレッ
トを使ってタブレットで学習していくという方法が先進市等々では行われて
いるというのは十分に認識をしておりますけれども、まずは教師サイドで授
業改善の中で使っていこうというのがあります。

ただ、先ほど言ったように、コンピュータールームのデスクトップ型のもの
をタブレットにすることによって、各教室でもそれを取り外して使うこと
は、先ほど東猴委員がおっしゃったような形の工夫もできるのではないかと
いう、中途半端は中途半端かもしれませんが、とりあえずそういうこと
もできるような体制を整えるというふうに考えました。

今後、当然時代の流れの中で子供たちが活用していく時代も出てくると思
いますので、その辺についてはまた研究していきたいと思っております。

○中野委員　　389ページの小学生の平和教育研修派遣事業で、引率教員が2

人で、あと小学生が10人という形になっているんですけれども、恐らく各校1人ずつになるのかなあと思うんですけれども、男女比率だとか選考の基準というか、どのような形ですのか、お願いします。

○教育課長兼少年センター所長　　まず男女比率ですが、各校に1人児童を選考してまいりますので、5対5になるのか、これが極端な話、男の子ゼロ人、女の子10人とかいうふうになる場合もございます。必ず均等にしていこうという考えではございません。

選考に当たりましては、各学校で本人ないし保護者の御意向もあると思うんですけれど、応募をしていただいた中から、作文を書いていただきます。作文選考をしまして、それが第1次選考となりまして、その後第2次選考として、これはミクロネシアのときと同じことなんです、市役所で公開抽せんというふうに考えております。

○中野委員　　それは各校で作文で選んで、最後はくじ引きみたいな形になるのですか。

○教育課長兼少年センター所長　　はい、そのとおりでございます。

○委員長　　各学校ごとに抽せんをやるんだよな、各学校から1人は行くということだから。

○教育課長兼少年センター所長　　各学校で、もし2人、3人ありましたらその中で抽せんを行うと。

○中野委員　　また別の件なんですけれども、385ページのスクールソーシャルワーカーのこれ、議案質疑でしたか。何か選考の基準が社会福祉士とかというような答弁だったと思うんですけれども、江南市では教員のOBを選考するというふうにお聞きしたんですけれども、その意図はどのようになっているのか。

○教育課長兼少年センター所長　　江南市では、まずは委員おっしゃいましたように、社会福祉士ですとか、そういう資格もあればそれにこしたことはございませんが、何よりも学校の現場、学校の状況をよく知っていて、かつそういった経験豊富なこれまで対処してきた実績など経験のある方、いじめですとか不登校、暴力問題、貧困の問題、さまざまな問題に対処するこれまでの実績、ノウハウのある方がより重要なポイントになってくるかと思えます

ので、そういった実績のことを考えますと教員OBが江南市の場合、ふさわしいのではないかとということで、そのように考えた次第でございます。

○中野委員　　今、近隣市町もどんどんこのスクールソーシャルワーカー制度を推進されてきていると思うんですけれども、近隣市町で取り組まれている市町村はどこがあるのか。あと愛知県内でどれぐらいの市町でやっているのか、わかればお願いします。

○教育課長兼少年センター所長　　少し前の資料でございますが、平成28年5月1日現在の資料で少し古いものでございますけれど、愛知県内でスクールソーシャルワーカーを配置している市町村の数は53市町村のうち14市町村でございます。例えば江南市近隣でいいますと、一宮市、瀬戸市、春日井市、小牧市などがございます。

○中野委員　　制度的にはほぼ同じような制度ですか。

○教育課長兼少年センター所長　　業務の内容としましては、スクールソーシャルワーカーということですので相談活動であったり関係機関につなぐと。学校であったり、保護者、児童・生徒、そして例えば児童相談所なんかの関係機関への橋渡しということが主になってくると思います。

今そういった資料を見ますと、スクールソーシャルワーカー、大体書いてあるところは似たようなことが書いてございますので、大体似通った業務かなあと考えております。

○委員長　　ことしから愛知県が予算をつけたので、ことしというか平成28年から。だから一気に進むんじゃないかなあとは思っています。

ただ、さっきの教員のOBということで、資格がない人でもいいんですか、これ。

○教育課長兼少年センター所長　　県の要綱でございますけれど、精神保健福祉士だとか社会福祉士が望ましいわけですが、先ほど私が申しました教員OBでも可というふうに県の要綱でも書いてございます。

○伊藤委員　　関連なんですけれども、教員のOB、2名配置ということなんですけれども、実際どういった形でこの教員のOBというのを選考されるのでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長　　嘱託員として雇用する予定でございますの

で、OBの方でそれにふさわしいと思われる方にお声かけをさせていただいて、やっていただけるかどうかというふうで思っております。

- 伊藤委員 389ページ、コミュニティ・スクール、本会議で本当にいろいろなお話を聞けたんですけれども、昨年、厚生文教委員会で研修に行ってきたものですから非常に興味があってお聞きしておったわけなんですけれども、実際、江南市でも平成29年度は古西小と西部中学校、平成30年度は古北小、草井小、北部中と、平成31年度からは残り10校をコミュニティ・スクール事業、学校運営協議会制度ですね。それを開始するというので、非常に県内でも先進的な取り組みということでした。

本会議では新しい取り組みはないと言われて、実際、市民と議会との意見交換会では何か新しい取り組みに期待してくださいというような答弁も議員のほうが生じたものですから、実際、外に対しては余りわからない。実際問題、この委員が教員とPTAと地区の保護者が集まって合議制をとって、そこで決めたことを学校側が進めていくという制度ですよね。今、学校評議員制度がありまして校長先生に意見が言える、評議員が意見が言えるんですけれども、実際、言えただけで、取り入れるのは校長さんの判断に任せると。

今回は合議制ということで、教職員の方の中にも当然、校長、教頭先生が入りますので、そこで決めたことは必ずやっていかなあかんというような形になってくるんですよね、実際。ですから今回、委員の方が何名か、外部が9人と言われたのかな、そのときにちょっと本会議のメモがそうなんですけれども、何回開いて、1回当たりその委員の方には謝礼がどのぐらい渡るものなんでしょうか。

- 教育課長兼少年センター所長 平成29年度、コミュニティ・スクール、学校運営協議会に指定する予定なのは、西部中学校と古知野西小学校ですが、その2校のあくまで予定ですが、協議会の会議としては回数としては6回程度で、1回の謝礼が2,700円となっております。
- 伊藤委員 あと委員の方は外部の方ということで、外部の方といいますと教職員以外はPTAとか地域の方というふうに言われておったんですけれども、PTAの役員はわかるんですけれども、実際、地域の方というのは、例

例えば中学校、小学校ごとでお任せして選んでいくものなのか、教育委員会がこういう方を選んでほしいとあってある程度意向を示した中で選んでいくものなのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○教育課長兼少年センター所長 学校運営協議会、そもそも学校の取り組みでございますので、学校の自主性を重んじまして、学校のほうで委員の方を選んでいただいております。

委員の例としましては、地域の方といいますと、例えば区長さんであったりだとか、民生委員の方だとか、おやじの会の会員の方だとか、そういった方が想定されます。

ちょっと補足ですが、学校でそういった委員を推薦していただきまして、その後、教育委員会でその委員について任命をいたします。あくまで学校は推薦ということでございます。

○委員長 この前、伊藤さんが言われたあれで私たち視察したときに、コーディネーターが非常に大きな役割を果たすというふうな言われ方もしたのね。校長先生のやる気だというのが1つと、それとあとは視察に行ったときの説明の折にもそういう方が見えていたんですけど、江南市はそういうことはない。各学校でやるということですか。

○教育課管理指導主事 コーディネーター的な役割をする方がいらっしゃることで、学校運営協議会の設置については円滑に進むものと思いますけれど、現在、江南市においては指導主事はその役割を果たしております。

○委員長 1人ふえたんですよ。

○教育課管理指導主事 はい。

○委員長 はい、わかりました。

それともう一つ、運営協議会には予算がないんだというのが本会議であったわけですが、例えば運営協議会としてニュースを出すとか、独自のそういう取り組みというのはないんですか。

○教育課長兼少年センター所長 今、もう既に西部中学校ですとかコミュニティ・スクールだよりというものを発行しておりますが、こういったものにつきましても学校への配分予算の中で工面していただいております。

○委員長 何か独自性がないね。やっぱり独自の予算を持ったほうがいいん

じゃない。

- 教育長 コミュニティ・スクールについて、予算がないというのを本会議で掛布議員からも御指摘をいただきましたけれども、あくまでも先ほど伊藤委員がおっしゃったように運営協議会は学校づくりの新たな仕組みであるということでありまして、学校改善というとおかしいですけど、学校づくりのために、地域やあるいは学識経験者を含めたさまざまな方からの意見をもとに、学校長も含めて一緒に学校づくりをしていく。要するに、一つの学校と考えるといいのかな。要するに、学校のために何ができるのか、学校をどうしていくかという考え方を、今までも評議員さんだとかいろんな方が御意見をいただきましたけれども、もう少し一緒になってつくっていくということで、逆にその方々が一緒につくっていくわけですから、責任も出てくるということが一つあると思います。したがって、学校づくりですので、新たな予算は必要ないというのはそこに意味が考え方としてあるというふうに御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、当然、今後運営協議会そのものが学校づくりから一歩進んで地域づくりへ発展していったときには、何らかの予算措置が必要になってくるかもしれません。それはまた今後研究をしていきたいとは思っていますけど、あくまでも運営協議会そのものは学校づくりのための会であるということをお理解いただけるとありがたいなあと思っていますので、よろしくお願いたします。

- 委員長 ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 生涯学習課長 それでは、生涯学習課の所管について御説明申し上げますので、予算書の22ページ、23ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

22ページ、23ページ、上段、12款1項5目3節都市計画使用料でございます。

23ページ中段の説明欄、生涯学習課分、蘇南公園テニスコート使用料初め4項目でございます。

はねていただきまして、24ページ、25ページをお願いいたします。

中段の12款1項7目3節社会教育使用料でございます。公民館使用料から市民文化会館目的外使用料までの10項目でございます。

次に、同じページの下段、4節保健体育使用料でございます。生涯学習課分、市民体育会館使用料初め8項目でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

下段の13款2項4目4節保健体育費補助金、防衛施設周辺対策事業補助金でございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

中段の14款2項7目2節社会教育費補助金、放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

15款1項1目2節使用料及び賃借料でございます。

47ページ中段の生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入初め2項目でございます。

次にその下、2目1節利子及び配当金でございます。生涯学習課分、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

中段の16款1項3目1節社会教育費寄附金でございます。

次に、同じページの下段、17款2項1目1節基金繰入金でございます。最下段となりますが、生涯学習課分、江南市国際交流事業基金繰入金初め3項目でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

19款5項2目10節電話料収入でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページの最上段、生涯学習課分、公民館と体育施設の電話使用料でございます。

次にその下、11節雑入でございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページの下段、生涯学習課分、江南

市史等売捌収入初め9項目でございます。

次に、はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いします。

中段やや上、20款1項4目1節保健体育債、新体育館建設事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、330ページ、331ページをお願いいたします。

中段の8款4項4目都市公園テニスコート費でございます。

次に、410ページ、411ページをお願いいたします。

中段の10款4項1目生涯学習費でございます。422ページ、423ページにかけて掲げております。

次に、はねていただきまして424ページ、425ページをお願いいたします。

10款4項2目文化交流費でございます。432ページ、433ページの上段にかけて掲げております。

次に、432ページ、433ページの中段をお願いいたします。

10款5項1目体育費でございます。442ページ、443ページの中段にかけて掲げております。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　427ページ、中段ですね。市民文化会館等管理運営事業の中の15節工事請負費、非常用電源装置更新工事費1,393万2,000円ということで非常に高額なんですけれども、実際、この工事内容というか、その内訳というか、その辺のところがわかればまず最初に教えてほしいんです。

○生涯学習課長　非常用電源装置更新工事につきましては、整流器と蓄電池の更新、交換を行うものでございます。

まず整流器につきましては、交流の電気を直流に変換する装置で、中電から供給される交流の電気をこの整流器で直流に変換し館内に送っております。この整流器につきましては、開館以来交換しておらず32年が経過しており、耐用年数、一般的には約25年と言われておりますが、この25年を超えている

ことから今回更新するものでございます。

また、蓄電池につきましては、停電時において消火ポンプやスプリンクラーを制御したり非常灯に電気を供給するもので、前回更新以来12年が経過しており、こちらも耐用年数5年から7年と言われておりますが、これを超えており、今回更新を行うものでございます。

○伊藤委員 わかりました。

次に工期ですね。文化会館は実際にやっているものですから、その工期が長くなると非常に工事に困ると思うんですけども、その辺をちょっと教えてください。

○生涯学習課長 御質問の工期につきましては、3カ月から4カ月間程度を予定しております。具体的には、現時点では8月から11月ごろを予定しております。

また、この工期につきましては、現場調査や機器の製作、現場での工事など含めた期間でございまして、停電などが起こる現場での取りかえ工事は1日で完了する予定となっております。通常の休館日で対応できるため、工事のために休館するという事はないものと考えております。

○伊藤委員 この蓄電池というか非常電源なんですけれども、実際停電しますよね。停電して発電機が回るまで、これが作動するという事だと思っておりますけれども、実際、停電してこの蓄電池で賄う時間というのはどれだけのしょうか。

○生涯学習課長 まず蓄電池の役割について御説明いたしますと、停電した場合に非常灯への電気の供給と、発電機を始動するための電気の供給などの役割を持っております。

非常灯につきましては、停電時に館内全体、ホールや会議室、廊下など薄暗く照らす誘導灯のための電灯でございまして。

また、発電機につきましては、蓄電池の電気をもとに始動し、発電機の電圧が安定する二、三分後には発電機から消火ポンプ、スプリンクラー、エレベーター、事務室へ電気を供給いたします。

したがって、停電した場合、まず非常灯が点灯し館内全体を薄く照らすとともに、二、三分後には発電機により消火設備やエレベーターへ電力が

供給されるというようなものでございます。

そこで、御質問の蓄電池の何分もつかというようなことではございますが、経過年数にもよりますが、おおむね30分程度はもつだろうというふうに考えております。

○伊藤委員　よくわかりました。

実際この工事が終わって、結構大きな工事が大体終わったと思うんですけど、文化会館は。それ以降の、例えばお金が要するという大がかりな工事はどれがあるかというのをある程度把握しておられますか。

○生涯学習課長　今後の工事計画といったようなものは特に持ってはございませんが、近々に必要となってくる工事といたしましては、中央監視装置の改修工事がございます。

中央監視装置につきましては、空調や温度、吸排気の制御、監視する装置で、工事費といたしましては約2,000万円程度は必要となっていくものと考えておりますのでお願いいたします。

○伊藤委員　この時期はいつごろを考えてみえますか。

○生涯学習課長　一応、来年度予算には予算要求のほうはしていこうと考えております。

○伊藤委員　443ページ、新体育館建設事業ということで非常に高額な建設費になっているんですけども、防衛補助でやられるということで、避難所としての役目があって防衛補助がつくということで、前年、私はちょっとここにいなかったもんですからわからないもんで申しわけないですけども、防衛補助は約4億円つくということをお聞きしているんですけども、実際の部分に対してその4億円というか、つくんでしょうか。例えば経費ですね、対象経費ということで。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　委員お尋ねの新体育館の防衛施設補助の内訳といいますか、どの部分が対象になるかというお話でございますけれど、まず体育館本体が対象となりまして、そのほかには太陽光発電、また自家発電設備、それから受変電設備、これら等が防衛施設補助の対象となる内容でございます。

そして、額につきましては、総額ではございますが約4億6,700万円とい

うような防衛施設の補助を予定しております。

○伊藤委員 わかりました。

あと避難所としての役割ということなんですけれども、実際、体育館でメインアリーナとサブアリーナがあつて、避難所なもんですから当然収容人数もありますよね。メインアリーナ、サブアリーナ、その辺の防衛の補助をいただいてつくるということで、このあたりでどのぐらいの避難する方を考えてみえるのか。メインアリーナとサブアリーナの役割とか、その辺のところをちょっと教えてください。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 災害時対応ということでございますけれども、まずメインアリーナを避難所と想定しております。避難者の収容可能人員としましては、約650人を対応できる収容と考えております。それと、サブアリーナもございますが、サブアリーナにつきましては支援物資の集積所として活用する予定でございます。

そのほか体育館には事務室がございますが、こちらの場所につきましては避難者、避難所運営の事務室として災害時には活用するような形をとらせていただきます。あとロビーもございますが、こちらでは各種情報の掲示板スペースということでの活用を考えております。以上でございます。

○伊藤委員 防災機能としてはよくわかりました。

あと、関係がちょっと先になるんですけれども、実際に新体育館をつくられてまして、当然、来年それに向けて、例えばこけら落としとしてオープニングイベントなんかを考えていかなあかんとは思うんですけれども、その辺のところをどういった形で考えてみえるのか、今のわかる時点で結構です、教えてください。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 体育館の完成は、一応平成30年の5月ということを目標にしておりますが、当然、オープニングに際しましての記念事業も予定をしまいたいと考えております。

現在のところ、日本体育大学との協定を結んでいることもありまして、その大学を通したオープニング事業をできないかということも考えておりますし、あとほかには江南市体育協会、いろんな団体がございますが、そちらの団体の中でいろんな大会等の誘致とか、イベントで開催するような行事、講

演会、そういったものも企画できないかということをおもて体育協会とも御相談しながら、オープニングの記念事業としてまた予定をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○古池委員　　今の関連になります、新体育館、一般質問でもありましたが、ネーミングライツですけど、委員会を立ち上げてやっていくというふうにお聞きしておりますが、最近では犬山市が新しく体育館をつくられましたね。その体育館はエナジーサポートアリーナということで聞いております。その点、江南市の場合、ネーミングライツのこれからのスケジュールですか、公募とかそういうものがあるかどうかですけど、スケジュールをちょっとお聞きしたいです。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　ネーミングライツの導入スケジュールという質問でございますが、こちらにつきましては本会議の中でも少しスケジュール的なものを説明させていただいております。

こちらにつきましては、今行政経営のほうでネーミングライツを導入するための実施要綱、それとガイドラインを作成する予定でございます。その後、新体育館に係るネーミングライツパートナー選定委員会を設置する予定でございます、その中で募集要項等の作成を行いまして、ネーミングライツする業者の募集を行い、その後、選定委員会にて審査を行いまして優先交渉者の決定を行ってまいる予定でございます。

○古池委員　　やはりあれですか、有料というか、広告宣伝効果があるようにネーミングライツ料というのを取ってやるわけですね。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　当然、有料ということをお想定してございまして、契約内容につきましてはまだこれからではございまして、3年ないし5年というスパンの契約を結べたらなどは考えているところでございまして。

○古池委員　　やっぱりネーミングライツと申して江南市のイメージを上げるようなネーミングライツというか、企業イメージと江南市のイメージを上げるようなネーミングライツができるというふうにお思っております。

それと関連して、指定管理者制度は、これはまだ考えてみえないわけですか。その辺のところをお聞きします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　指定管理者制度という話でございますが、

開館が平成30年5月でございますので、1年ないしは2年を直営での運営を予定しておりまして、その後、指定管理者制度を基本といたしまして指定管理者を選定するような方向性を考えてまいりたいと考えております。

○古池委員　犬山市では当初から指定管理をやってみえるようですが、一宮市の体育館はどうでしたかね。これもやっぱりネーミングライツ、指定管理になっていましたかね。その辺、様子を見てやるという方法になるわけですね、江南市の場合は。

○教育部長　犬山市は当初から指定管理ということで承知しておりますが、一宮市のほうは2年だったかな、3年ですか。その後に指定管理で指定したと。

いわゆる指定管理をする場合に、いきなりというのもあるんですが、ただランニングコストといいますか、経費がどのぐらいかかるのかというのは一度見てみないと、じゃあ幾らで預けられるのかというのはわからないものですから、その実績をとるために1年ないし2年は必要かなあと考えておるといことです。

○中野委員　余談ではあるんですけど、443ページの体育館のオープニングの、日本体育大と協定を結んでいるようなので、非常に団体行動とか人気があるものですから、多少市民の方から入場料を取っても人が集まるんじゃないかなあと思いますんで、その辺もちょっとひとつ要望としてお願いしたいなど。質問は別件なんですけど、今は要望だけで。

431ページのフレンドシップ交流事業についてなんですけど、以前は江南市でやっていたものを今度国際交流のほうに委託する。純粹に何でかなという。

○教育部長　済みません、まず御要望ということだったんですが、先ほどのオープニングの話をちょっとさせていただきたいと思うんですけど、日体大という話が出ましたので、当然団体行動とかそういった話は考えられる話なんですけど、検討しました。検討しましたが、団体行動はまず無理だということが結論です。

ですが、我々といたしましてはオープニングも含めて、まずどれぐらいの期間でオープニングをやるかということもあるんですけど、市民の方と一緒に

にできるような何かそういったイベントがないかなあということで今検討しているということですのでお願いします。

フレンドシップについては、課長のほうから答弁いたします。

○生涯学習課長　　まずフレンドシップ交流事業の内容について、ちょっと御説明させていただきます。

この事業につきましては、ミクロネシア連邦との交流を推進するため学生訪問団を受け入れ、視察や学校訪問、ホームステイ等を行っております。また、この事業は隔年での実施となっており、平成28年度、今年度訪問団を受け入れる予定でしたが、ミクロネシア連邦の事情によりまして来日できなかったため、来年度実施するものでございます。

なお、御質問の、これまで市の直営としておりましたが、8月に開催いたしました行政事業レビューの結果が国際交流協会に委託すべきであるとの意見書であったことを踏まえ、国際交流協会と協議を行い、平成29年度から国際交流協会へ委託するものでございます。

○委員長　　これはミクロネシア連邦への訪問と、江南市からの市民交流はもう当面ないということですか。

○生涯学習課長　　今のところ予定はしておりません。

○東猴委員　　別件なんですけど、427ページの歴史民俗資料館事業なんですけど、これの年間の利用者の推移と、江南市にとっての存在意義について質問したいんですけど。

○生涯学習課長　　歴史民俗資料館の入場者数なんですけれども、平成25年度が7,929人、平成26年度が8,118人、平成27年度が8,219人というような状況で、8,000人近い方が参観しておられます。

それで、歴史民俗資料館につきましてはいろいろな企画展等も実施しております。戦前の暑中見舞い絵はがき展や日本のたこ展等、あと古い道具と昔の暮らしというような企画展等も実施しております。そちらの入場者数が大体3,700人ぐらい見えます。

このように、ある程度の方が見えるということもございまして、歴史文化の振興ということもございまして、引き続き歴史民俗資料館として運営をしていきたいというふうに考えております。

○東猴委員　これは法律か何かで設置義務みたいなものがあるのでしょうか。

○生涯学習課長　こちらのほうにつきましては、法律でいう設置義務での設置されておる施設ではございません。

○東猴委員　8,000人と聞いて、かなり多くの方が利用されているなどというのはあるんですが、私、多分何かのイベントとかで4回、5回ぐらいあそこに入ってじっと見ているんですけれども、どう見ても8,000人も入っていると思えないといいますか、私が入るときに限って、土・日のはずなんです、ゼロ人か1人なんですよね。

　　思いますに、例えば、たしか江南市はすぐ近くの江南市情報センターをなくしますよね。その理由がたしかネット上で見れるからと。私の考えるに、この民俗資料館もその程度の位置づけぐらいとしか市民は思っていないと思うんですけど、民俗資料館に入っている資料というのは別に見回ってみても余り大して量はないわけですから、図書館にぺたぺた張っていけば十分だと思うんですけれども、そうしたら、あそこがなくなれば600万円浮くわけですよ。

　　もう一度お尋ねします。市民の側にとって、この民俗資料館がなくなって何か困ることはあるとお考えでしょうか。

○教育部長　歴史民俗資料館、これは博物館ではないということで、じゃあどうしてそこにあるのかということなんです、江南市の今までの民俗というものを、そこで市民以外の人に対して来てもらうというのも一つの目的なんです、それよりも江南市の昔からのそういった資料があそこにある、それがとても重要だと私は思っていて、それをただ倉庫に入れておくだけではなくて、一応展示をしておいて、いつでも江南市民の方も含めて見に来れると、そこに資料があるということが私は重要だと思っているわけです。

　　それをじゃあほかってもいいのかという話になるわけですが、それは決してほかってはいけなと。じゃあ倉庫に入れておけばいいのかと。倉庫に入れておくのであれば、歴史民俗資料館、あそこに展示をしておいて広くオープンに公開しておくという場所であると私は思っています。ですので、決して来館者数をふやす、これも目的としなければいけないかもしれませんが、それを主軸に置いておるわけではないということです。

ただし、今いろんな企画展でやっているものですから、人数は確かに伸びています、来館者数が。その中で、そうはいつでもやっぱり来館者数がふえたほうがいいですので、そういった企画のほうで何とか人数はふやしたいなとは思っているということでございます。

○伊藤委員 関連で、済みません。

実際、報酬として400万かかっているんですけども、正職員とか嘱託とか、その辺の人数の割合というのはわかりますか。

○生涯学習課長 館長、館員1名ということで、非常勤の特別職というように、館長のほうが月17万9,600円、館員のほうが月16万9,600円という状況でございます。

○委員長 私、一般質問で一遍やってみたいなと思っていただけで、北名古屋市が民俗資料館で昔のいろんな道具を使って回想法というのをやっているんだよね。それが高齢者の認知症予防なんかにすごく大きな役割を果たしているといつて、あのスペースでそれがやれるかどうかというのはわからないけど、いろんな活用の仕方というのはあると思うんで、ぜひ貴重なスペースでありますので、ただいまの意見も大いに厳しい御指摘でございますので、心にとめてやっていただきたいと思うんです。

1つ、グラウンドの使用料の関係で、437ページにグラウンド施設維持管理事業ということで蘇南公園グラウンド施設除草等委託料というのがあるんですけど、全部ですけど、例えばパークゴルフなんかはそれぞれ協会のほうに委託をされているというふうに聞いているんですけど、この辺の内訳をちょっと説明していただきたいんです。162万7,000円ですね。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 蘇南公園の多目的グラウンド委託料でございますけれども、この内訳ということでございますが、まず初めに多目的広場、蘇南公園はたくさんグラウンドがございますが、多目的広場の施設除草委託、こちらが29万8,000円、その次に蘇南グラウンド、こちらと同じように施設の除草委託でございますけれども、こちらが24万4,000円、次に蘇南公園の多目的グラウンドでございますけれども、こちらが45万円、その次に南野グラウンドの施設除草委託で24万4,000円、そして森委員から質問のありましたパークゴルフ場でございますけれども、こちらが39万1,000円、合計いたしまして162万

7,000円となっております。

なお、パークゴルフ場につきましてはパークゴルフ協会、そして多目的広場、多目的グラウンド、蘇南グラウンドにつきましては江南市ソフトボール協会、そして南野グラウンドにつきましては、ことしからでございますけど、こちらは南野区へ委託をしてまいる予定を考えております。

○委員長 特に今回使用料の、パークゴルフについては無料だったところが、それ以外のところもそうですけれども、有料になったということで、協会の皆さんからすると自分たちが今までもかなりしっかり管理をやってきたのに、また使用料を払わなきゃいけないのかというような話が出ていたんですけど、その辺の話し合いというのはその後どうなったんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 確かに、使用料の件につきましては各団体、協会とそれぞれ話を幾度かさせていただきました。そして、使用料というものの額と、それから維持管理方法、今までまず協会で管理されてみえた分が多々ありますけれど、そんな中で何回か話をさせていただいて、一応協会には御理解がいただけていると理解をしております。

○委員会 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

この際、議案第17号について、委員として採決に加わっていきたいと思いますので、委員長席を副委員長と交代いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○副委員長 暫時休憩いたします。

午後4時16分 休憩

午後4時16分 開議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長にかわりまして、本席から議案第17号の採決の議事を進めます。

それでは、議案第17号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで委員長席を委員長と交代します。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後 4 時 17 分 休 憩

午後 4 時 18 分 開 議

○委員長 それでは再開をいたします。

本日の議題もまだ残っておりますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、13日月曜日午後 1 時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 4 時 19 分 散 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 森 ケイ子

厚生文教副委員長 東 猴 史 紘